松戸市都市農業振興計画（案）

次代につなぐ、人、まち、農業

2019年（平成31年）3月

松　戸　市

松戸市都市農業振興計画の策定にあたって

松戸市は都心から約 20km、電車で約 30 分の距離に位置し、首都圏の住宅都市として、人口 50 万人に近づく大都市に成長しました。

本市農業政策においては、農業振興地域の整備に関する地域指定をせず、松戸市独自の制度資金や農業補助金を活用し、基幹的農家の経営の合理化や、施設及び機械の近代化を図ることで、東葛飾地区においても優良な農業地域として発展してきました。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足、農地周辺の宅地化による営農環境の変化など、農業を取り巻く環境は厳しい状況となっております。

このような状況の中、国において、2015年に、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市農業振興基本法が制定されました。翌年には、これまでの「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地を、都市に「あるべきもの」へと明確にし、都市農業の多様な機能を十分発揮していくことを目指す「都市農業振興基本計画」が策定され、都市農業の果たす役割への期待が大きくなってまいりました。

本市でも、基本計画の趣旨を踏まえ、「松戸市都市農業振興計画」を策定しました。

この計画は、「次代につなぐ、人、まち、農業」を基本理念として掲げ、市内で農業者と市民、農地と市街地が一体となり共生していくことで、新鮮で安全・安心な農産物の供給と消費、農地の保全と良好な緑地空間の形成という、農業者にとっても、市民にとっても魅力ある都市農業を実現するため、４つの基本方針のもと、各施策を推進してまいります。

また、本計画を実行するにあたって、農業者や農業関係団体、事業者や市民の皆様が一体となって取り組んでいただくことが重要です。今後もより一層、皆様からのご理解とご協力を賜りたくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりましては、ご尽力いただきました「松戸市都市農業振興計画推進委員会」委員の皆様をはじめ、農業者の方々並びに関係団体ヒアリングや、各種アンケート及びパブリックコメント等を通じてご意見をいただきました市民や、関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

2019 年（平成 31 年）3月

松戸市長　本郷谷　健次

目次

第１章　はじめに　1

１．背景 2
２．農業に関する法律の改正・制定について 2
３．計画策定の目的 3
４．計画の期間 3
５．計画の位置づけ 4
６．都市農業について 5

第２章　松戸市の農業の現状と取り組むべきこと　6

１．松戸市の概要と農業情勢 7
（１）松戸市の立地環境 7
（２）松戸市の人口 8
（３）松戸市の産業 9
（４）松戸市の観光 9
（５）現状の国の政策と国民の意識 9
（６）千葉県の農業振興 10
（７）東葛飾地域の農業振興 10
（８）松戸市の農業行政の主な取組み 11
２．松戸市の農業 14
（１）松戸市の農業の概要 14
（２）松戸市の各地区の特徴 15
（３）松戸市の主な農産物 17
（４）松戸市の農業の歴史 19
（５）農地 20
（６）担い手 23
（７）生産物・販売 27
（８）農業者と市民の交流 33
３．松戸市の農業の課題 39

第３章　農業の将来像　49

１．基本理念 50
２．基本方針 50
基本方針１　農業者の確保と育成 51
基本方針２　都市農地の保全 51
基本方針３　都市農業としての販売力の強化 52
基本方針４　都市農業の多様な機能の推進 52
３．施策体系図 53

第４章　施策の展開　55

基本方針１　農業者の確保と育成 56
（１）担い手の育成 56
（２）農業の充実 57
基本方針２　都市農地の保全 58
（１）農地の利用促進 58
（２）生産緑地制度の活用 59
（３）環境にやさしい農業の推進 60
基本方針３　都市農業としての販売力の強化 61
（１）地産地消の推進 61
（２）農産物のブランド化 63
基本方針４　都市農業の多様な機能の推進 65
（１）都市住民の農業への理解の醸成 65
（２）都市農地の多様な機能の発揮 67

第５章　松戸市都市農業振興計画の推進　68

１．松戸市都市農業振興計画の推進体制 69
２．松戸市都市農業振興計画の検証 71
（１）検証体制 71
（２）検証項目 71

参考資料　72

１．用語の説明 73
２．アンケート調査概要 79
３．ヒアリング調査概要 79
４．委員会設置条例 80
５．委員会名簿 82

第１章　はじめに

１．背景

松戸市は、大都市周辺で行われる近郊農業地帯として発展していましたが、都市化が進む中で、農地が都市施設や宅地等に変わり、人口約 ４９万人を抱える都市に発展してきました。松戸市は、全域が都市計画区域(注)で、農地の７割を占める市街化調整区域内農地(注)と３割を占める市街化区域内農地(注)に大別されます。

市街化調整区域内農地では、米やねぎ等、様々な農産物が生産されています。市街化区域内農地においても、市街地の中で、梨やえだまめ等が生産され、市民に新鮮で安全・安心な農産物を供給するという役割を担っています。

農業を取り巻く環境は大きく変化しています。一方で農業従事者の高齢化、担い手や後継者不足が深刻化していますが、他方で農業が担う役割である農産物の供給のほか、都市の中の貴重な緑地や防災機能など、都市農業の有する多面的機能の重要性が認識されてきています。

大規模に生産される遠郊農業だけではなく、近郊農業・都市農業の重要性が再認識され、農業に関する法律が改正・制定されています。松戸市においても、法律の改正を受けて、近郊農業・都市農業の役割を見直し、松戸市とともに松戸市の農業も維持・発展していくことが望まれています。

２．農業に関する法律の改正･制定について

2015 年、「都市農業振興基本法」が制定、2016 年に「都市農業振興基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。これまで都市農地は、「いずれ宅地化すべきもの」と位置づけられてきましたが、都市に「あるべきもの」と大きく転換され、都市農業の継続によって農産物の供給を含め多様な機能の発揮が求められています。それらを受けて、2017 年の生産緑地法の一部改正等、法律や制度の改正が行われてきました。松戸市においても都市農業の振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することが求められています。

1991 年に改正された生産緑地法では、市街化区域内にある農地が、「宅地化を進める農地」と「市街化区域内で保全する農地としての生産緑地(注)」に分けられました。生産緑地に指定された農地は、固定資産税が一般の農地と同程度の税額に抑えられるほか、相続税の納税猶予が適用されるなど、農地を保全するための優遇措置が受けられますが、指定を受けるには３０年間の営農義務が課せられました。多くの生産緑地が指定後３０年を迎える 2022 年以降、いつでも買取り申出が可能となり、市街化区域内農地の減少が危惧されています。そのため指定後 ３０年を経過する生産緑地には、営農義務が １０年となる特定生産緑地制度が新たに設けられました。この特定生産緑地の指定は １０年ごとに更新することが可能です。

(注)参考資料 １．用語の説明

また、生産緑地法の改正等を受け、市の条例によって生産緑地(注)の面積要件の引き下げ、１団地の面積要件の緩和、生産緑地追加・再指定の促進などが可能となります。これらによって生産緑地の拡大も可能になります。同時に、生産緑地法の改正により農産物の加工施設や直売所、農家レストラン(注)が生産緑地内に設置可能となりました。

また、相続未登記農地(注)の利用の効率化の促進や、底面がコンクリート等で覆われた農産物の栽培施設設置が農地転用せずに可能になるなどの法律改正も行われました。市街化区域内農地(注)についても、その貸借をし易くするために都市農地の貸借の円滑化に関する法律が 2018 年に制定されました。

３．計画策定の目的

松戸市では、基本計画の主旨を踏まえ、都市農業の有する多様な機能の発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的に、「松戸市都市農業振興計画」を策定します。都市農業振興基本法では、「都市農業は、市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義され、市街化区域及び非線引き都市計画区域(注)における用途地域を中心としたものとなっております。しかし、基本計画では、それらの地域内に残された農地が少ない場合や、市街化区域と市街化調整区域の双方に農地を所有するケースが多く存在する場合は、周辺部における農業も都市農業振興施策の対象とするとされています。松戸市の農地は、このことと、三大都市圏特定市(注)に指定されていることから、市内全域で営まれている農業を都市農業と位置づけ、本市農業の持続的な振興に関する施策を策定します。

４．計画の期間

「松戸市都市農業振興計画」は、2019 年度から 2028 年度までの 10 年間の計画です。ただし、経済・社会情勢の変化や施策の進捗状況などにより、中間年である５年を目途に見直しを行うものとします。

(注)参考資料　１．用語の説明

５．計画の位置づけ

「松戸市都市農業振興計画」は、国の法律や計画、国に基づく県の計画や方針、松戸市の「松戸市基本構想」を上位計画とし、「松戸市都市計画マスタープラン」、「松戸市緑の基本計画」等の本市関連計画をはじめ、とうかつ中央農業協同組合の計画等と連携を図ります。「松戸市都市農業振興計画」は、これからの松戸市の農業の振興を図っていく上で指針となるものです。

また、都市農業振興基本法に定められた「地方計画」として位置づけるものとします。

【松戸市都市農業振興計画の位置づけ】

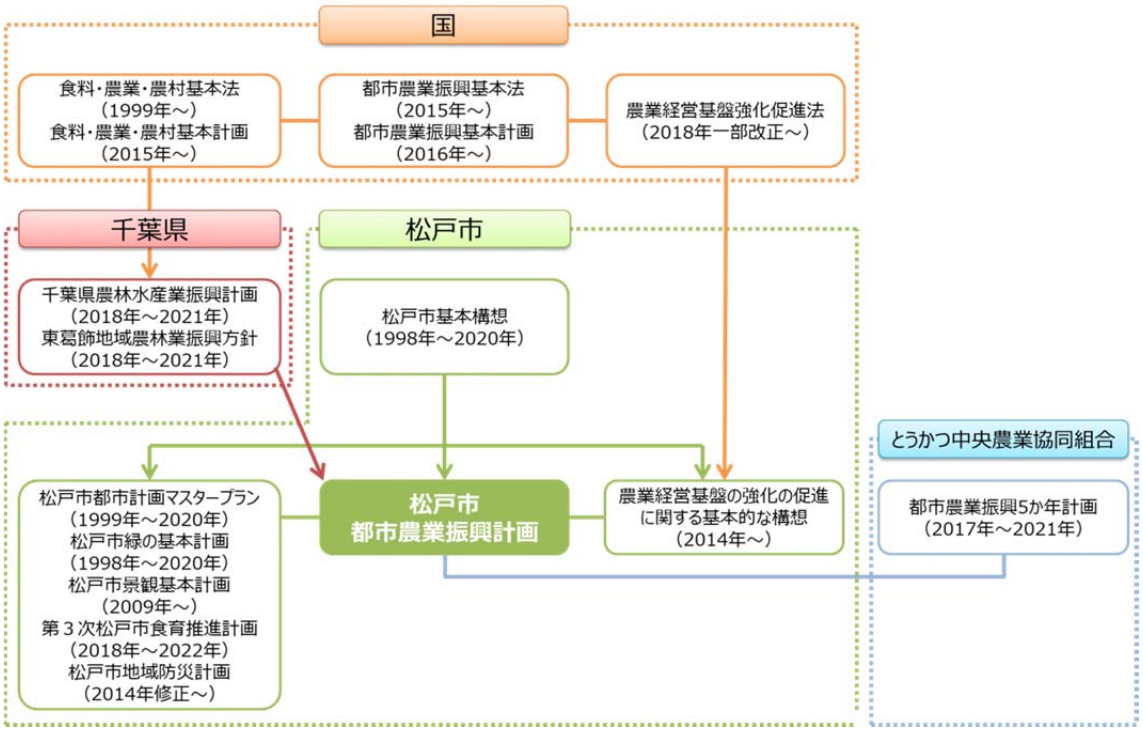

6．都市農業について

2015 年、都市農業振興基本法の制定により、都市農地の役割が評価され、「都市にあるべきもの」へと位置づけが変わり、都市形成の上で農地は重要な役割を担っています。これまでも、これからも都市農業は、下記の多様な機能を発揮して、良好な都市環境の形成に貢献していかなくてはなりません。

【都市農業の多様な役割】

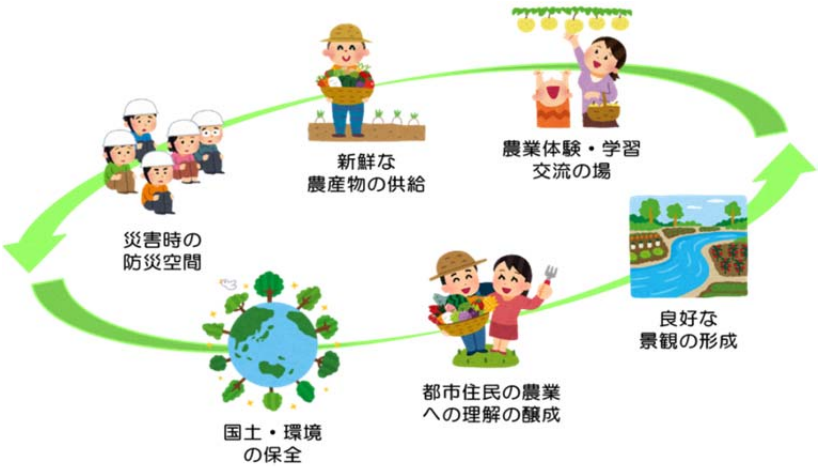

※農林水産省が定義した都市農業の多様な役割をもとに作成

【松戸市の実情に合った多様な役割例について】

○新鮮な農産物の供給
消費者が求める地元産の新鮮な農産物を供給する役割

○都市住民の農業への理解の醸成
身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成する役割

○農業体験・学習、交流の場
都市住民や学童の農業体験・学習の場及び生産者と都市住民の交流の場を提供する役割

○良好な景観・生活環境の形成
緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割

○生きがい・機能回復の場
農作業の場となり、生きがい作りに貢献し、野菜等や自然とかかわることで社会生活における健康の回復を図る役割

○災害時等の防災機能
火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地のための防災機能としての役割

第 2 章　松戸市の農業の現状と取り組むべきこと

１．松戸市の概要と農業情勢

（１）松戸市の立地環境

松戸市は、千葉県の北西部である東葛飾地域に位置し、市域は 61.38ｋ㎡で、ひし形状の広がりとなっています。西側は、江戸川を挟んで東京都葛飾区と埼玉県三郷市に隣接しており、都心から約 20km、電車で約 30 分の距離に位置し、首都圏の住宅都市として発展しています。市内には６本の鉄道が走り、市内中心部を国道６号が縦断するなど、都心や東北からもアクセスしやすい立地となっています。

また、2018 年６月に松戸市初の高速道路である東京外かく環状道路（外環道）の、松戸インターチェンジが開通しました。この開通により湾岸エリア、関東各地へのアクセス性が向上しました。

【松戸市の地図】

（２）松戸市の人口

松戸市の人口は、2005 年において 46.7 万人でしたが、2018 年には、約 49.5 万人となっています。都心に近い立地環境に所在する松戸市では、これまで増加傾向にあります。2030 年には約 47 万人になると推計（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」2018 年推計）されていますが、今後も多くの市民で賑わうことになります。

松戸市の昼間人口(注)と夜間人口(注)については、2015 年において、昼間人口 39.6 万人、夜間人口 48.3 万人となっています。昼夜間人口比率(注)は、82.0%となっており、都心へ通勤する人のベッドタウンとなっています。

※下記人口データは、各年３月 31 日現在

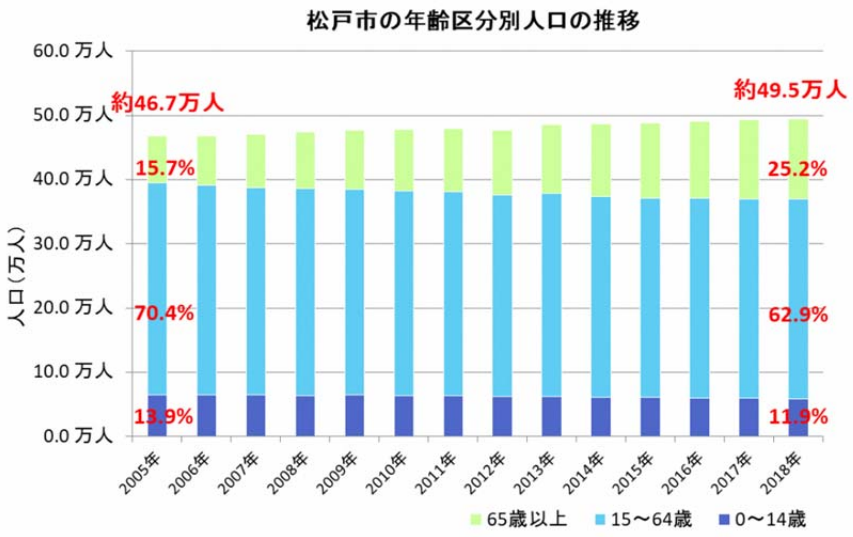

※松戸市の人口統計データより

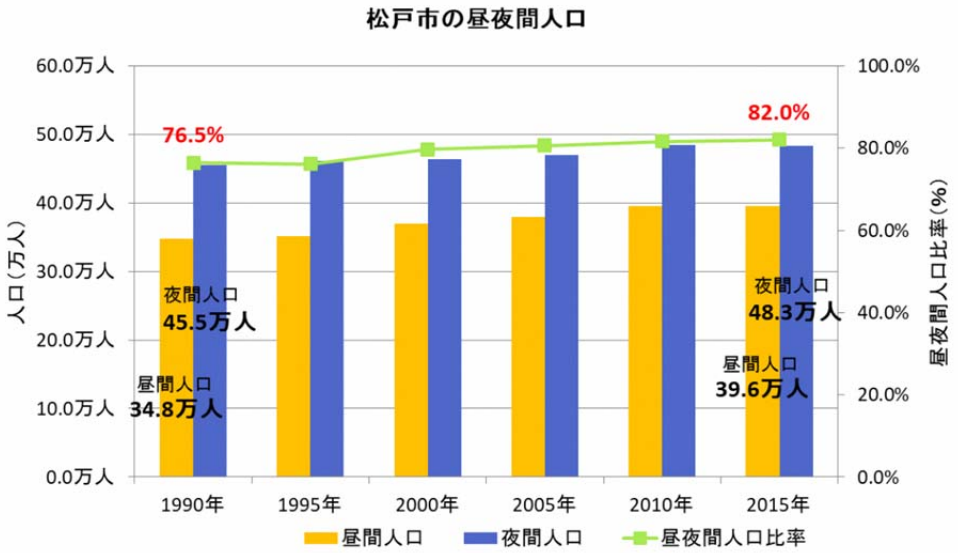

※総務省統計局　国勢調査報告データより

(注)参考資料　１．用語の説明

（３）松戸市の産業

松戸市では、大消費地に近い立地条件を背景に、都市型の近郊農業が行われています。梨、ブドウ、えだまめ、いも堀りなどの観光農業も盛んになっています。市内には３つの内陸工業団地（北松戸、稔台、松飛台）が存在します。「煙を出さない公害のない工業」を条件に企業を誘致し、工業の集積も図ってきました。また、近年では、コンテンツ産業(注)振興事業が、内閣府の地域再生計画に認定されるなど、コンテンツ産業の誘致にも積極的に取り組んでいます。

（４）松戸市の観光

松戸市には、2016 年に 121 万人の観光入込客数がありました。春には、市内５か所で開催される「さくらまつり」や、花火大会、松戸まつりなど、各地域で様々なイベントが開催されています。松戸地区には、国の重要文化財に指定された「戸定邸」があります。矢切地区には、江戸時代から続く渡し舟「矢切の渡し」が、今でも残っています。小金地区には、「本土寺」「東漸寺」など、歴史・文化資源が多く存在しています。

（５）現状の国の政策と国民の意識

国は、農業を成長産業とし農業の競争力強化を図る取組みを進めています。しかし、農業の担い手不足や、都市化による農地の減少、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）(注)等による農産物の自由貿易の推進によって、農業経営基盤の脆弱化が進んでいます。農業を次世代に引継いでいくための取組みや、農業経営力の強化が必要になっています。

国は、人口減少社会と地域の活性化のため、「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業や食品産業の成長産業化と多面的機能の維持・発揮の促進に取り組んでいます。農業の持続的な発展に関する施策として、農業経営の法人化等を通じた経営発展、農地中間管理機構(注)のフル稼働による担い手への農地の集積・集約化、農業関係団体（農業協同組合・農業委員会）の再編整備等に取り組んでいます。また、食料の安定供給の確保に関する施策として、食品の安全確保、食育の推進と国産農産物の消費拡大、６次産業化(注)、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等を推進するなど、農産物の生産・加工流通過程におけるバリューチェーン(注)の構築等に取り組んでいます。

国民の意識としては、食の安全・安心志向が高まっており、安全性・品質・新鮮さ等を評価して国産品を選ぶ消費者が多くいます。また、生活の力点に対する意識として、食生活を重視する人も増加しており、農業に対して期待することとして、より多くの安全な食料の供給や、品質や鮮度がよく、おいしい食料の供給に期待する人が多く存在します。

(注)参考資料　１．用語の説明

（６）千葉県の農業振興

千葉県は、温暖な気候と首都圏に位置する恵まれた立地条件から、多種多様な農林水産物を生産し農業産出額全国４位（2016 年）と、全国屈指の農林水産県です。県は、「地域を支える力強い農林水産業」の実現に向けて様々な取組みを行っています。都市農業の振興においては、収益性の高い農業を推進するため、多様な担い手への支援、限られた農地の有効活用、高度利用を図るための施設化等に取り組んでいます。また、都市農業の振興においては、農業者と地域住民の相互理解が必要であることから、農業者と近隣住民の交流も促進しています。

（７）東葛飾地域の農業振興

東葛飾地域は、千葉県の北西部に位置し、松戸市、市川市、船橋市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市の９つの市（東葛飾農業事務所の管轄市）があります。９市の面積の合計は、539.7ｋ㎡と千葉県の 10.5%の面積があります。また、人口は、約 273 万人と千葉県人口の約 44%を占め、千葉県でも都市化が進展している地域です。東葛飾地域の農業の特徴は、大都市近郊農業地帯であり、「優良農地の保全と多様な担い手の確保」を振興方針の基本とし、農業者と市民が調和した都市農業の振興を図る施策を展開しています。千葉県の農業振興地域整備基本方針では東葛飾農業事務所管内は、都市農業地域と規定されています。

【松戸市の田園風景】

（８）松戸市の農業行政の主な取組み

松戸市では、2014 年に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定しました。そこでは自然環境と景観の保全機能、防災機能等の公益的・多面的機能を併せ持つ農地を維持し、生産性の高い農業経営を目指し、次世代に引き継げる魅力ある都市農業の推進を図ることを目的として、４つの基本的な推進方向を定めています。

【４つの基本的な推進方向】

効率的で安定的な農業経営の推進	環境にやさしい農業の推進
高所得農業を目指し、都市近郊の立地を生かした生産技術・販売・経営管理の指導体制を強化する。	安全で良質な食料を供給する農業の確立を図り、都市農業への理解を深めるため松戸市都市農業振興協議会(注)を中心とした体制を整備する。
地域の秩序ある土地利用の確保	**農地の多面的機能を活用した営農環境の整備**
農用地の保全と有効利用により、効率的な経営を可能にする生産基盤の整備に努める。	安らぎと潤いを与える自然空間の維持・向上に努め、「都市・農地・自然」を一つの単位とした地域の自然再生を目指し、農地の公益的、多面的機能を活用しつつ地域住民との相互理解を図る。

※2014 年 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想より抜粋

【主な取組みの詳細】

① 環境にやさしい農業

安全・安心な農産物の生産供給と、近隣住民の居住環境に配慮した環境保全型農業を推進しています。農産物は、生育の途中で昆虫（害虫）に食べられてしまうことがあり、収穫量が減ったり、品質が落ちたりすることがあります。害虫被害を防ぐために、農薬を使い害虫を駆除する方法もありますが、より安全・安心な農産物の生産や、環境にやさしい農業(注)を目指すために、農薬の代わりに、防虫ネットや粘着シート、フェロモン剤(注)を使用し、農薬をできるだけ使わない農業の支援に取り組んでいます。

(注)参考資料 １．用語の説明

②　農業後継者等の育成

農業者の自主的な経営改善を促進し、認定を受けた農業者が誇りと意欲を持って経営の改善や発展に取り組むことが期待できる認定農業者(注)の育成を行っています。認定農業者の育成は、松戸市の農業の安定的発展を図る上で、重要な取組みとなっています。認定農業者数は、2018 年 5 月時点で 165 経営体です。

また、「畑で愛と野菜を育む」をテーマとして畑婚事業を推進しています。農作業を通じて、お互いの人柄を知りながら、農業従事者が配偶者を見つける手伝いのほか、参加者の農業への理解の醸成、新規就農者の発掘などを目指しています。毎年、多くの方が参加し、これまで５組（2018 年 10 月時点）が結婚しています。

【「畑婚」事業の参加人数（延べ）】

2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
193 人	141 人	145 人	144 人

※松戸市農政課調べ

【畑婚　ブルーベリー収穫体験の様子】

【畑婚　えだまめ収穫体験の様子】

(注)参考資料　1．用語の説明

③　農産物のブランド化の推進

市内で生産された農産物の販路拡大および、農業経営基盤の強化に役立てるため、松戸産農産物のブランド化に取り組んでいます。環境に配慮した農業に取り組み、確かな生産技術と生産履歴を管理することで安全・安心が確認できる市内農業者に対して、「みのりちゃん」マークの使用を認定しています。

【松戸産農産物ブランド化認定団体・農家数（2018 年 4 月時点）】

認定団体	6団体 （出荷組合や直売組合等）
加盟農家数	579 人 （延べ）

松戸産農産物ブランドシンボルマーク　「みのりちゃん」

キャッチフレーズ　「松戸いきいき地場野菜・果実」

「みのりちゃん」マークやキャッチフレーズを表示できる農家とは・・・

〇松戸産農産物のブランド化に意欲的な農家であること。

〇環境にやさしい、農薬をできるだけ使わない農業を実施していること。

〇生産技術の確かな農家であること。

〇松戸産農産物の生産履歴を管理していること。

以上すべてを満たすことが基準です。

【みのりちゃん】

２．松戸市の農業

（１）松戸市の農業の概要

千葉県では、松戸市、流山市、鎌ケ谷市、浦安市を除く市街化調整区域内農地(注)がある全ての市で、農業振興地域(注)の指定があります。

松戸市は、全域が都市計画区域(注)で、市街化調整区域内農地と市街化区域内農地(注)の両方の農地で農業を営んでいることも特徴的な都市農業を展開しています。また、東葛飾地域の中で、５番目の耕地面積となっていますが、1ha 当たりの農業産出額は２位となっており、耕地面積に対して農業産出額が多い高付加価値な農業経営となっています。

松戸産農産物ブランドシンボルマーク「みのりちゃん」を活用して、安全・安心な農産物、環境にやさしい農業(注)を推進しており、松戸産農産物のブランド化に取り組んでいます。「矢切ねぎ」、「あじさいねぎ」は、松戸市を代表するブランド農産物となっており、市場からも高い評価を得ています。また、「あじさいねぎ」を使用した加工品が開発されるなど、６次産業化(注)の取組みも行われています。近年は、千葉県内でも有数の生産量である「えだまめ」のブランド化に取り組み、生産量が増加しているほか、梨、ほうれんそう、キャベツ、かぶ、だいこん、トマト、いちごなど、様々な農産物が生産されています。

【東葛飾地域の耕地面積と農業産出額】

区分	H29耕地面積（ha）	市面積に対する耕地面積（%）	販売農家一戸当たりの耕地面積（ha）	H28農業産出額（億円）	耕地面積1ha当たりの農業産出額（万円/ha）
松戸市	**740**	**12.1%**	**1.03**	**64.4**	**870**
市川市	532	9.3%	1.07	42.6	801
船橋市	1,230	14.4%	1.24	103.5	841
野田市	2,640	25.5%	1.41	75.7	287
柏市	2,580	22.5%	1.82	103.4	401
流山市	423	12.0%	0.96	22.9	541
我孫子市	1,240	28.7%	1.78	23.2	187
鎌ケ谷市	449	21.3%	1.20	40.6	904

※耕地面積：平成 29 年耕地面積統計のデータを使用

※販売農家(注)数：農林業センサス(注)（農林水産省）統計データを使用

※農業産出額：平成 28 年市町村別農業産出額（推計）のデータを使用

※浦安市には農地がないため、グラフの区分に含めない

(注)参考資料 １．用語の説明

（２）松戸市の各地区の特徴

松戸市の農業地区を大別すると、下記の６つの地区があります。各地区の特徴と主な農産物を下表にまとめます。

【各地区の特徴と主な農産物】

地区名	地区の特徴	主な農産物
小金 地区	本土寺や小金城址など、多くの歴史資源を有する地域です。江戸時代から宿場町として栄え、駅前の商業化が進んでいます。一方で、優良な農地も広く残っており、あじさいねぎの栽培やいちごの施設栽培が盛んです。	あじさいねぎ えだまめ いちご
明・六和 地区	食料品製造業、飲料製造業などの工場が立地し、県内でも有数の内陸工業団地です。江戸川沿いの低地部では水田が広がり、多くの農地が残されています。	ほうれんそう えだまめ 米
矢切 地区	江戸川や坂川沿いの区域には水田が広がっています。また、矢切ねぎを特産とし、優良な農地が残されています。低地部と台地部の境に長く連なる斜面林は、地域の貴重な自然資源であるとともに、本市を代表する景観にもなっています。	矢切ねぎ キャベツ 米
常盤平 地区	地域の北西には斜面林がまとまって残り、周辺の２１世紀の森と広場や農地とともに自然豊かな地域です。さくら並木やけやき並木など街路樹が立派に成長し、春には、常盤平さくらまつりが開催されるなど、市民の憩いの空間となっています。	ねぎ かぶ えだまめ
東部 地区	地形は概ね台地状で、一部市街化区域を除いて大部分が自然的な土地利用がされています。南側の高塚新田では、梨もぎができる観光梨園が集積しており、本市の重要な観光資源にもなっています。	梨 ねぎ かぶ えだまめ トマト
五香・六実 地区	地域の南側には梨園を中心とした農地が広がり、市街化区域には生産緑地地区(注)が点在するなど、多くの農地が残されています。	梨 ねぎ いちご だいこん

【かぶ】

【ほうれんそう】

【トマト】

【いちご】

【松戸市で生産される主な農産物と農業地区】

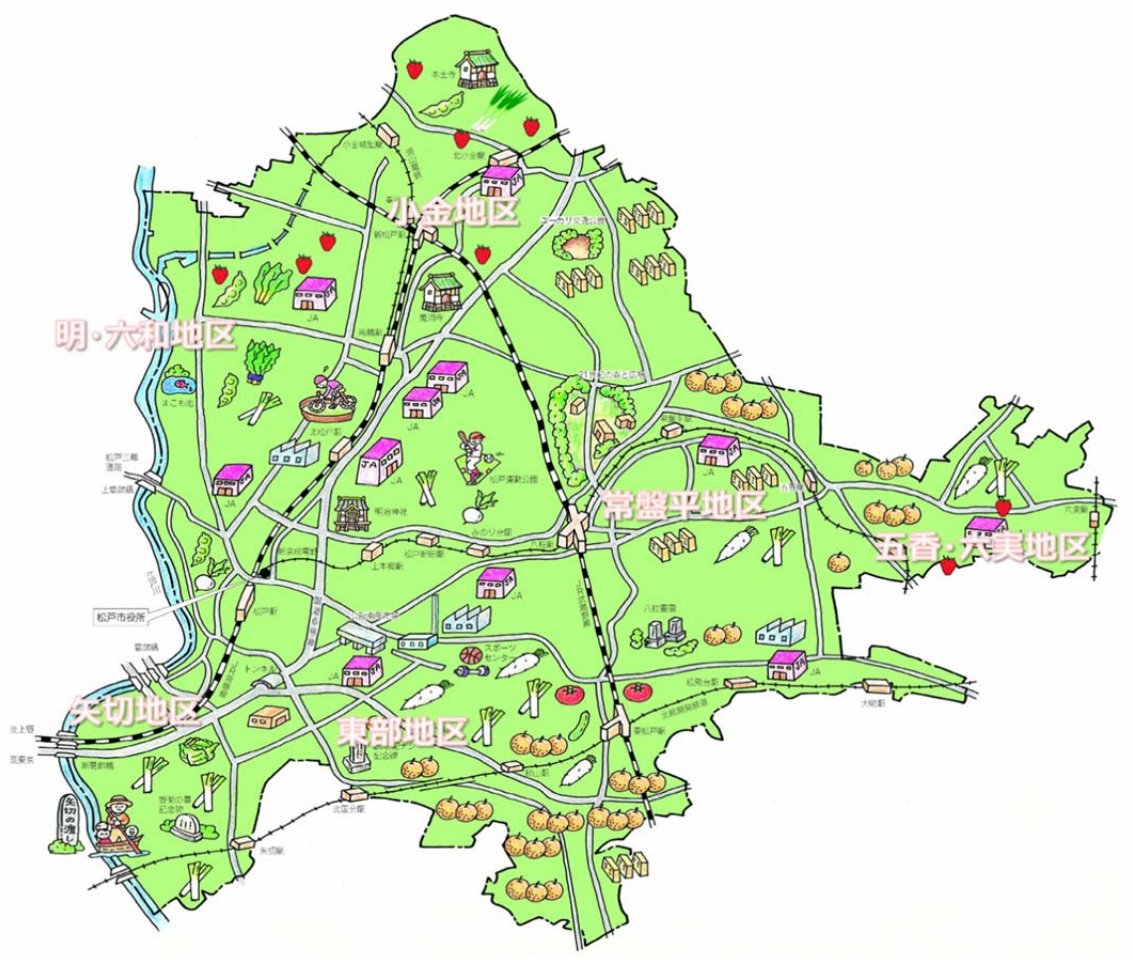

※とうかつ中央農業協同組合よりデータ提供

（３）松戸市の主な農産物

①矢切ねぎ　※地域団体商標(注)（2007 年）

矢切地区で生産されている“ねぎ”で、1870 年頃（明治３年）から栽培されています。今の東京都江東区砂町から「千住ねぎ」の種を譲り受け栽培したところ、江戸川が洪水で氾濫したときに、上流から運ばれた砂と土がちょうどよく混ざり栽培に適していたことから、年々作付けも増えて 1880 年頃（明治 13 年）からは市場へ出荷されるようになりました。1917 年（大正 6 年）には、矢切葱採種組合が結成され、優良品種の採種に成功し、その種子を出荷するようになり、種子の販売地としても全国に知られるようになりました。矢切ねぎの特徴は、白身が長く、太く、旨味があり「焼いてよし、鍋でよし」と言われる高級ねぎです。

【矢切ねぎ】

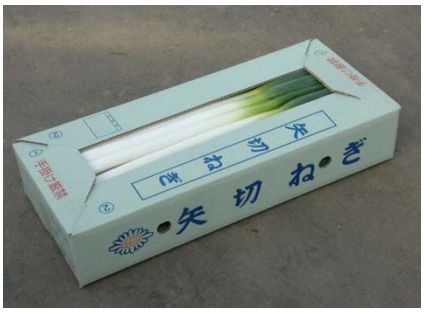

【矢切ねぎの栽培風景】

②あじさいねぎ　※登録商標(注)（2004 年）

小金地区で生産されている葉ねぎで、1975 年以降（昭和 50 年代）に本格的に生産されるようになりました。生産地にある紫陽花で有名な本土寺（あじさい寺）にちなんで「あじさいねぎ」と名付けられました。味わい深く、彩りが鮮やかなことから「味彩（あじさい）ねぎ」と呼ぶ人もいます。あじさいねぎの特徴は、葉色が濃く、白身にも冴えがあり、シャキシャキとした食感、やわらかさ、深い香りと辛味が特徴です。どんな食材にも合うので、多彩な料理に使用できることや加工品も販売されています。

【あじさいねぎ】

【あじさいねぎの栽培風景】

【加工品の例（ドレッシング）】

(注)参考資料　１．用語の説明

③松戸の梨

松戸市は明治時代から梨の特産地で、二十世紀梨の原産地として知られています。二十世紀梨は 1888 年（明治 21 年）に、八柱村（今の松戸市大橋）の松戸覚之助少年（当時 13 歳）が親類の家のごみ捨て場で偶然見つけた苗木を育て、10 年後に収穫に成功したものです。現在、市内では幸水、豊水、あきづき、かおりなど、多数の品種が栽培されています。８月中旬から １０月中旬頃まで収穫することができ、毎年観光梨園には、みずみずしい梨を求めて、たくさんの家族連れや団体が訪れ、賑わいます。

また、毎年８月（2018 年で 35 回目）に、市内の梨団体（松戸市観光梨園組合連合会、松戸市梨研究会）より、松戸のおいしい梨 100 箱が松戸市に寄付され、市内の福祉施設に旬の味覚を届けています。

【梨 100 箱寄付の様子】

【松戸の梨の栽培風景】

④松戸えだまめ

松戸市は、県内でも有数の枝豆生産地です。市内全域で、茶豆系、青豆系の多品種の枝豆が積極的に栽培されています。市では、安全・安心な枝豆の生産と供給を拡大するため、ブランド化を推進しています。枝豆の生産技術の向上とおいしさを追求していき、消費者に「松戸産の枝豆だから」と選ばれることを目指しています。また、出荷規格、鮮度管理、生産管理等の一定の基準を満たした松戸産の枝豆を「松戸えだまめ」と呼んでいます。2017 年に、推奨マークが作成され、出荷袋に添付してＰＲをしています。

【推奨マーク】

【松戸えだまめ】

【松戸えだまめの栽培風景】

（４）松戸市の農業の歴史

松戸市は、水戸街道の宿場町や舟運交通の要衝として栄えてきました。明治時代には、まだ江戸時代の風景が広がっていましたが、1882 年頃からねぎ、なす、だいこん等、蔬菜類(注)の栽培が急速に伸びていきました。矢切地区のねぎが、東京で優良品として評価され栽培が盛んになり、「矢切ねぎ」の黎明期となったほか、1904 年には、松戸市で発見された新種の梨が「二十世紀梨（にじっせいきなし）」と命名され全国に普及するなど、東京の近郊農村へと発展しました。1943 年には、松戸町と高木村、馬橋村が合併し、松戸市が誕生しました。

第二次世界大戦の終結後、軍用地は開拓地となり、松戸市でも区画整理が進んでいきました。1955 年に、新京成電鉄の松戸ー津田沼間が開通し、1960 年に常盤平団地の入居が始まりました。1969 年には、小金原団地に入居が始まりました。1971 年には、常磐線が複々線化し、現在の東京メトロ千代田線と相互乗り入れが開始されました。1973 年には、人口約 30 万人となりました。

農地は住宅地となり、交通網が整備され、東京の近郊農村から住宅都市に発展しています。このような影響により、経営耕地面積(注)は、1960 年 2,967ha から、2000 年 783ha まで減少し、総農家数は、1960 年 3,033 戸から 2000 年 1,039 戸まで減少しています。

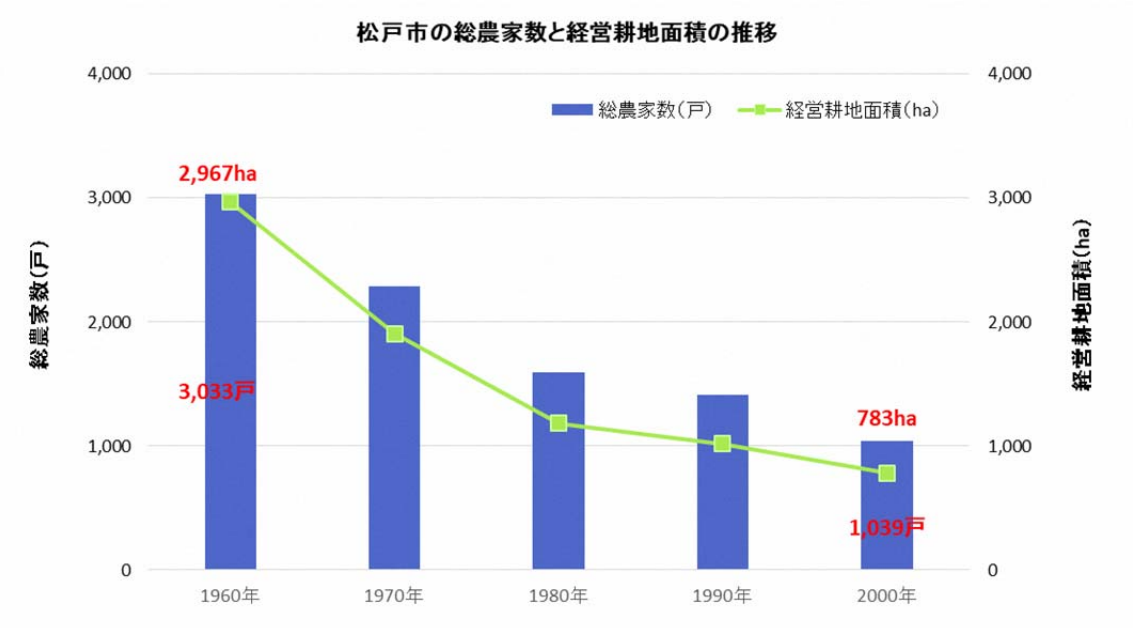

※上記グラフは、統計データをもとに作成しており、総農家数及び経営耕地面積について、定義が異なる可能性があります。1960 年以降の総農家数と経営耕地面積の推移傾向の把握のため作成しました。

※各年、松戸市統計資料、農林業センサス(注)（農林水産省）統計データより

(注)参考資料 1．用語の説明

（５）農地

①松戸市の農地の概要

松戸市の農地面積は 677ha となっており、田 56ha、畑 621ha となっています。市街化調整区域内農地(注)が 477ha、市街化区域内農地(注)が 200ha です。

市街地（市街化区域）において、農地として保全していくことが定められた生産緑地(注)については、125ha・504 地区（2018 年）となっています。2022 年以降、30 年間の営農義務を終える生産緑地については、指定の解除が可能となり宅地化が進むことも考えられます。

【松戸市の土地利用状況】

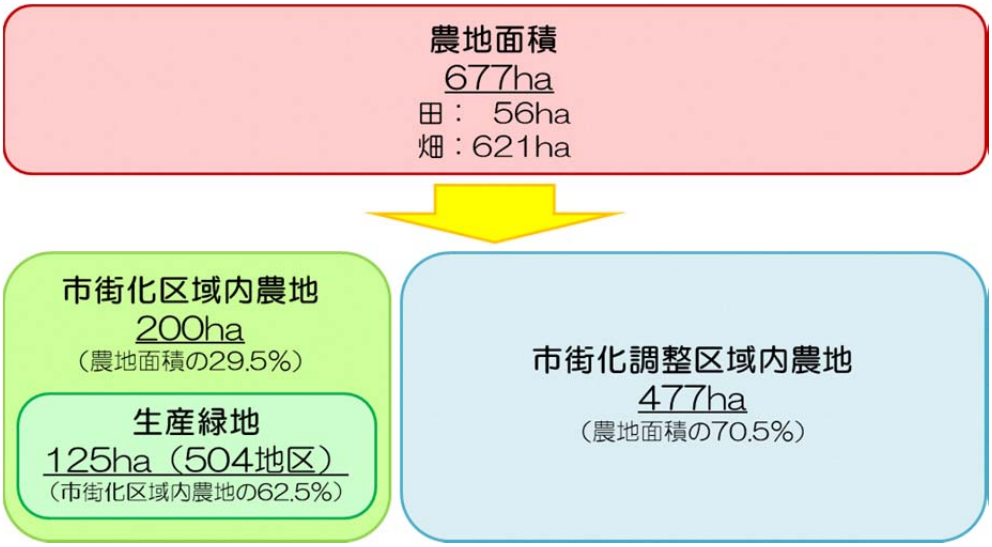

※平成 30 年度固定資産概要調書/松戸市みどりと花の課統計資料より

【用語の説明】

市街化区域	すでに市街地を形成している区域及び、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域として、都市施設の整備も原則として行われない区域です。
生産緑地	市街化区域内の農地を対象に、良好な都市環境を形成することを目的として、今後も、農地としてあるべきと指定した農地です。

※農地とは、土地の登記の地目が田や畑の松戸市内の土地のことで、経営耕地面積(注)とは、松戸市の農林業経営体が経営している耕地のため、農地と経営耕地面積は異なる数値となっています。

(注)参考資料 １．用語の説明

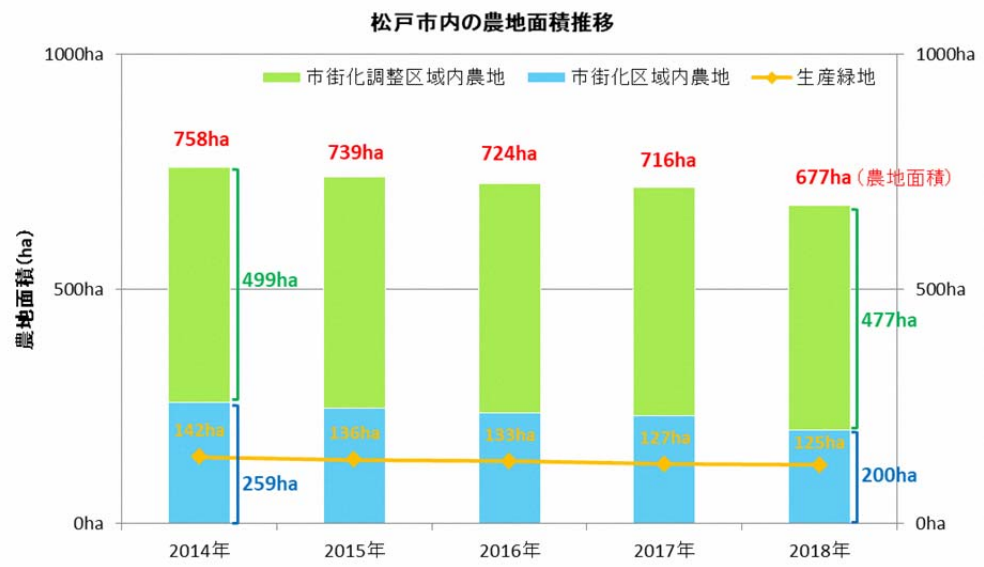

※固定資産概要調書/松戸市みどりと花の課統計資料より

②経営耕地面積について

松戸市の経営耕地面積(注)の状況は、畑 401ha（2015 年）、田 94ha（2015 年）、樹園地 70ha（2015 年）となっています。経営耕地面積の推移は、685ha（2005 年）から 565ha（2015 年）と 10 年間で 120ha（17.5%）減少しています。都市農業に関する農業者アンケート調査によると、現在の経営耕地面積は、「30a 未満」・「30～50a 未満」が 45.5%となっており、10 年後の経営耕地面積についても「縮小」が 56.3%と、今後も農地の減少及び経営耕地面積の縮小化が進んでいくと考えられます。

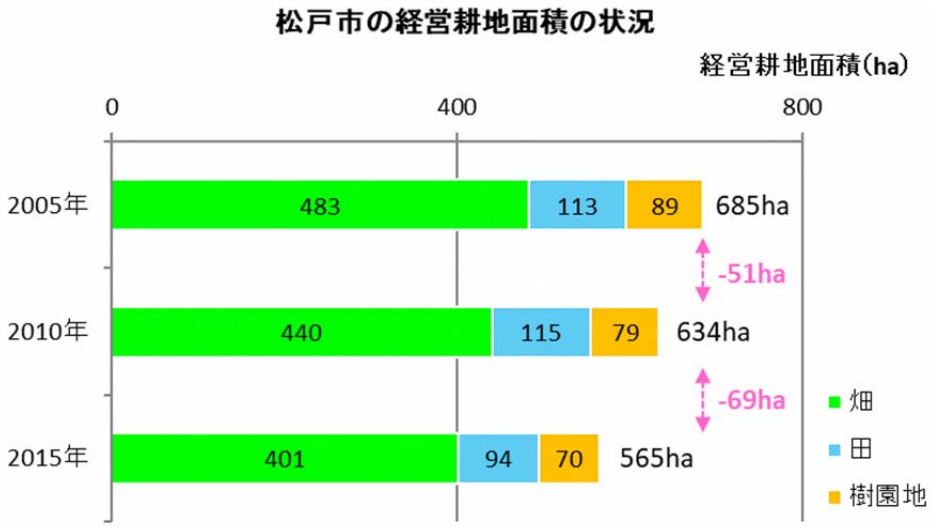

※農林業センサス(注)（農林水産省）統計データより

(注)参考資料 1．用語の説明

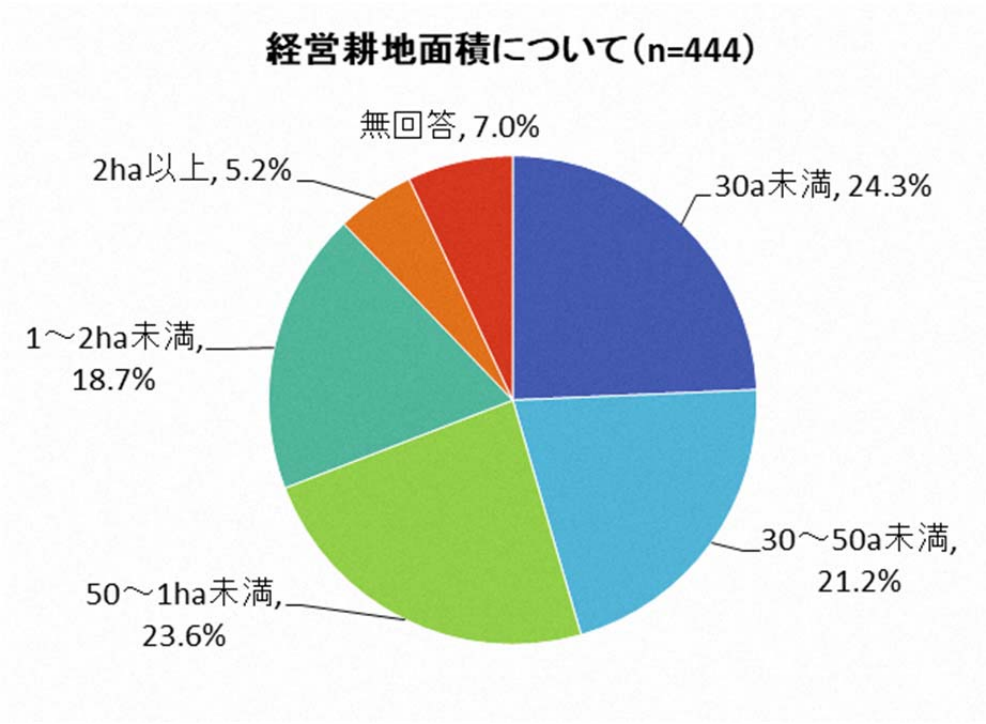

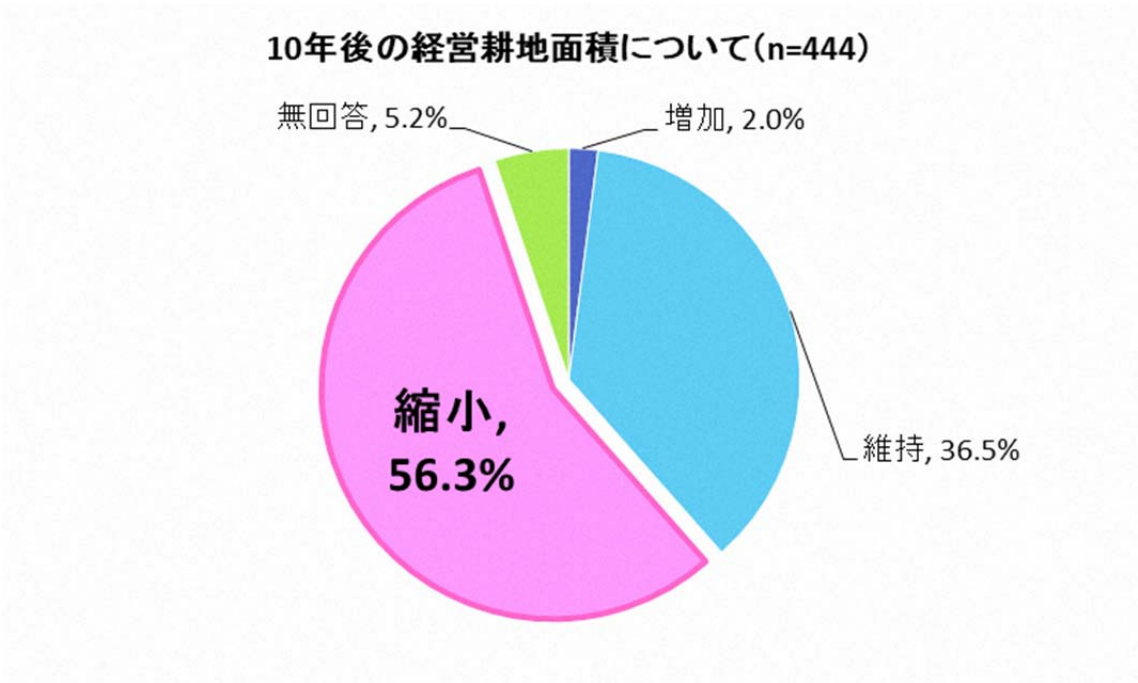

※都市農業に関する農業者アンケート調査(注)結果より

(注)参考資料 2．アンケート調査概要

（６）担い手

①松戸市の農業者の概要

松戸市の総農家数は、906 戸（2005 年）から 768 戸（2015 年）と、10 年間で 138 戸（15.2%）が減少しています。そのうちの販売農家(注)について見ると、その減少率（2005 年～2015 年）は、24.3%と総農家数の減少率以上に高く、担い手の確保・育成が農業を継続していくためには重要です。

次に、基幹的農業従事者(注)数については、60 歳以上の農業従事者が男女計で 61.5%（男 30.2%、女 31.3%）となっており、農業者の高齢化が進んでいます。

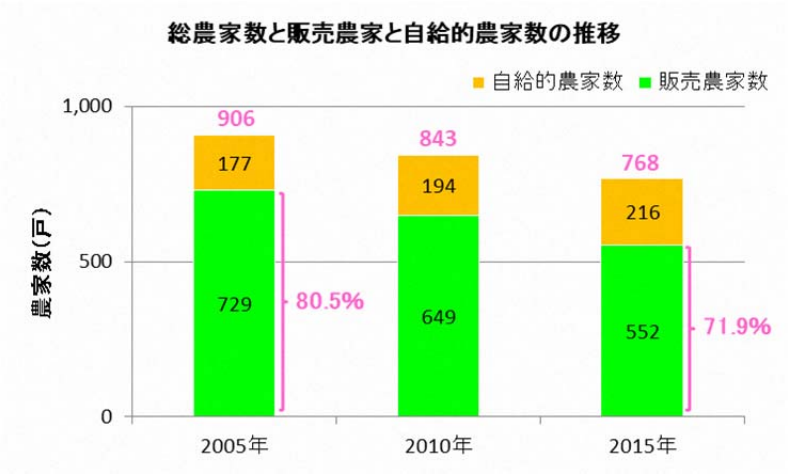

2015年	
総農家	768戸
自給的農家(注)	216戸
販売農家	552戸

※農林業センサス(注)（農林水産省）統計データより

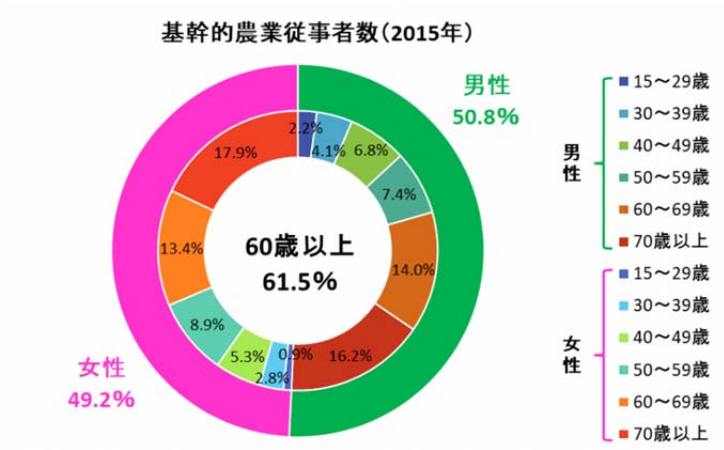

区分		人数	割合
男性	15～29歳	29 人	2.2%
	30～39歳	55 人	4.1%
	40～49歳	91 人	6.8%
	50～59歳	99 人	7.4%
	60～69歳	186 人	14.0%
	70歳以上	216 人	16.2%
	男性	676 人	50.8%
女性	15～29歳	12 人	0.9%
	30～39歳	37 人	2.8%
	40～49歳	71 人	5.3%
	50～59歳	118 人	8.9%
	60～69歳	179 人	13.4%
	70歳以上	239 人	17.9%
	女性	656 人	49.2%

※農林業センサス（農林水産省）統計データより

(注)参考資料　１．用語の説明

②地域の意欲のある担い手への支援について

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となるように、また意欲ある担い手の確保・育成を図るため、認定農業者制度があります。この制度は、農業経営の発展目標を明確にして、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとする制度です。

松戸市の認定農業者(注)数は、165 経営体（2018 年 5 月時点）となっています。認定農業者は、地域における将来の農業経営の担い手として位置付けられた農業者であり、自らの農業経営の発展目標（５年後の経営目標）を明らかにするために、５年間の経営改善計画を作成し、計画的な農業経営に取り組んでいる農業者です。

具体的な経営目標は、年間農業所得（一経営体当たり）550 万円以上、年間労働時間（農業従事者一人当たり）2,000 時間以下の水準を目標としており、松戸市では、松戸市都市農業振興協議会(注)で、農業計画の認定審査を実施しています。認定を受けてから５年経過した場合、再度計画を提出し、再認定を受けないと認定農業者の資格を失います。

認定を受けると、農用地の利用集積(注)の支援、無利子・低利資金融資、農業機械等の導入支援や、経営管理向上などの研修会等の支援を受けることができます。

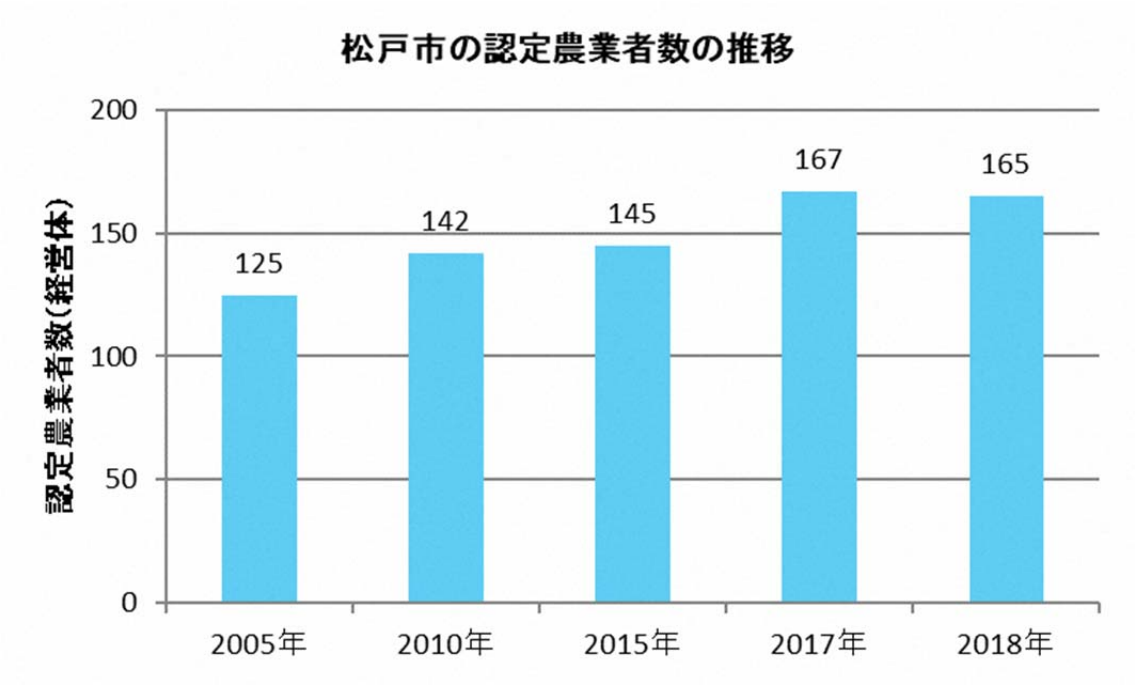

※千葉県農林水産部担い手支援課調べ

(注)参考資料　1．用語の説明

③新規就農者と農業後継者について

新規就農者は、親元就農(注)が中心ですが、2016 年、2017 年と新規参入(注)と雇用就農(注)が見られます。

農業者へのアンケート結果では、「農業後継者がいる」・「自身が後継者である」を合わせると、37.4%の農家世帯に農業後継者が存在します。また、それらの農業後継者の年齢は、「50 歳以上」が 36.7%と最も多く、「30 歳代」・「40 歳代」が 51.2%となっています。

【新規就農者数について】

項目		2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
新規就農者		４人	３人	３人	２人
（内訳）	雇用就農				１人
	新規参入			１人	１人
	親元就農	４人	３人	２人	

※2017 年度千葉県東葛飾農業事務所新規就農者実施調査データより

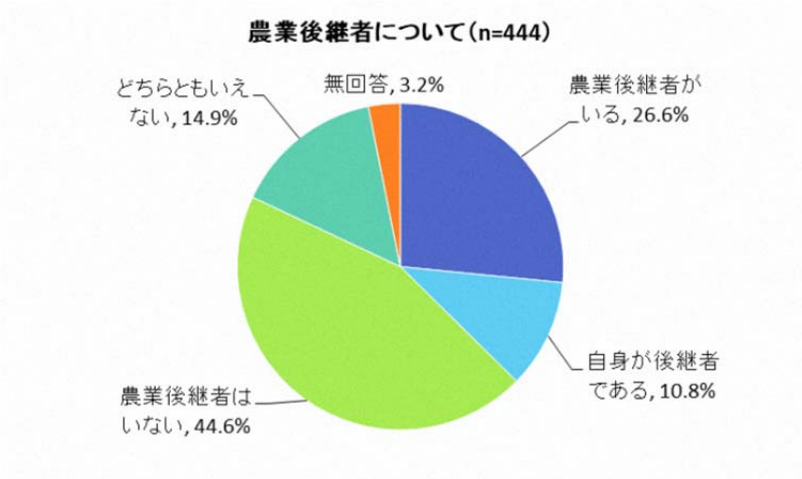

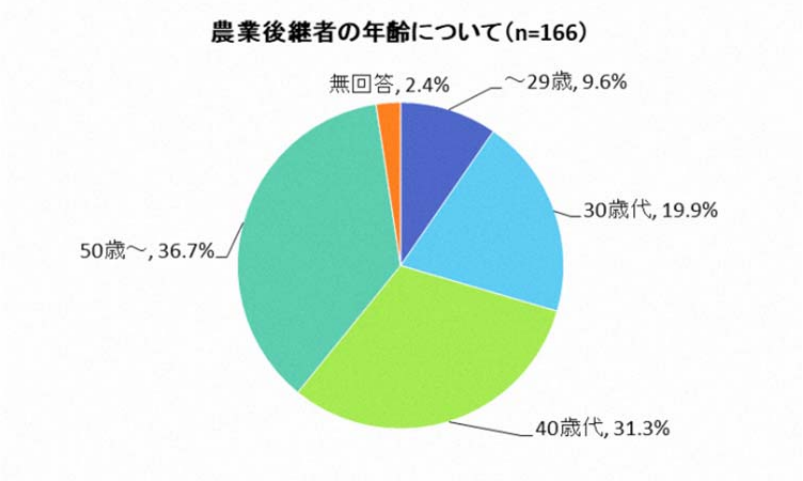

※都市農業に関する農業者アンケート調査結果より

(注)参考資料　1．用語の説明

④販売農家の経営規模について

経営耕地面積(注)別の農家数は、0.5ha から 2.0ha 未満の農家で減少が見られます。農業経営をしていく上では、良好な営農条件を備えた農地を持つことは、経営の安定化につながります。

農産物販売規模別農家数の割合は、2005 年から 2015 年で販売金額 200 万円以上の農家割合が減少し、50 万円未満・販売なしの農家割合が増加する傾向となっています。

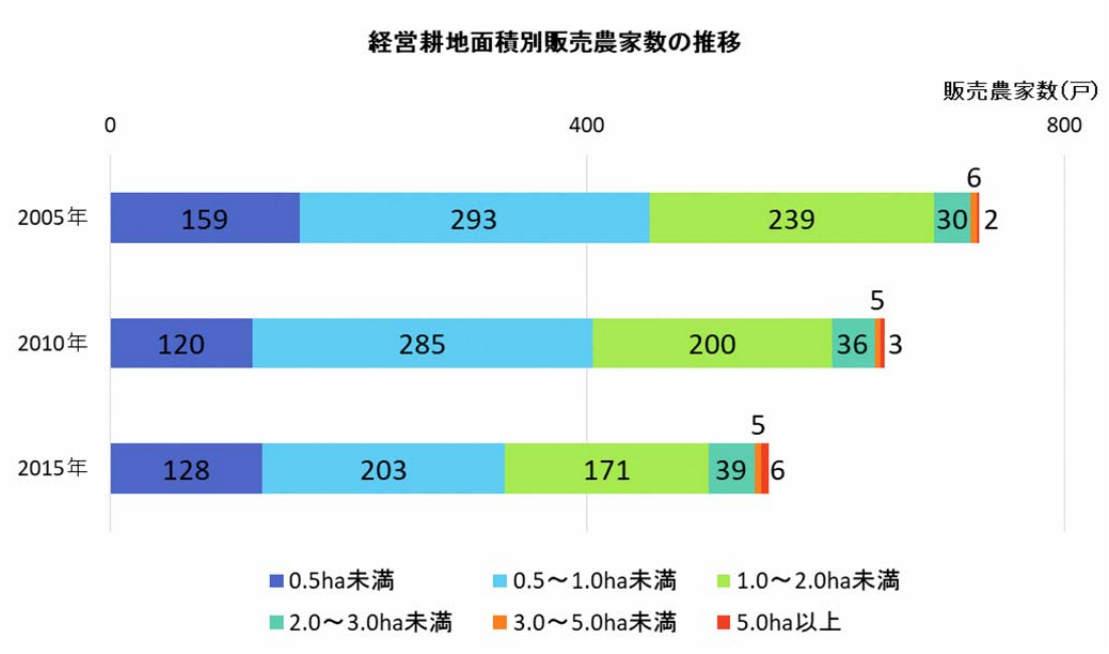

※農林業センサス(注)（農林水産省）統計データより

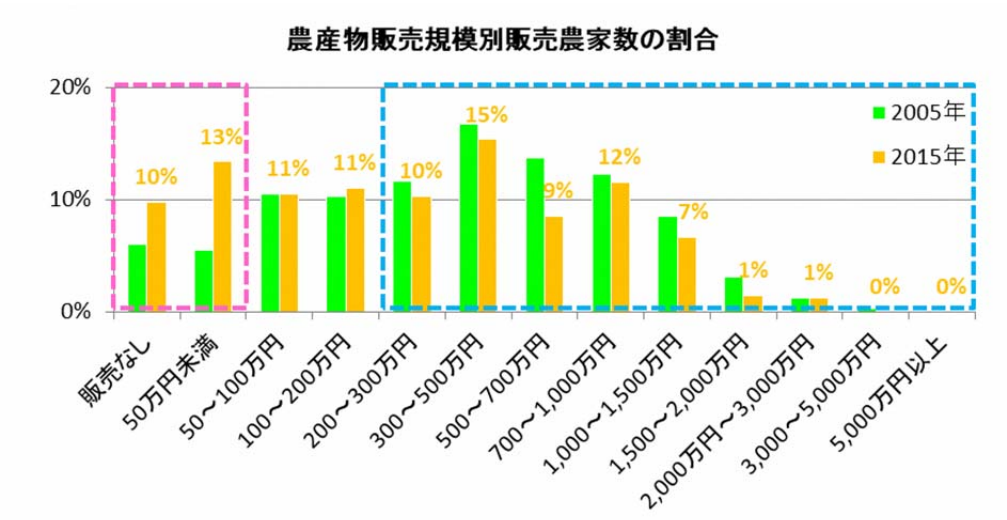

※農林業センサス（農林水産省）統計データより

(注)参考資料　1．用語の説明

（７）生産物・販売

①松戸市の生産物の概要

松戸市の農業者において、販売作物で最も多い品目は、露地野菜 64.9%、果樹 10.6%、施設野菜 4.1%となっており、農業産出額からもわかるとおり、野菜、果実の生産が盛んに行われています。

松戸市の主要農産物は、農業産出額から見ると、ねぎ、かぶ、だいこん、えだまめなどの野菜で 53.7 億円となっています。販売目的の作物別作付面積を見ると、その他野菜が 120ha と最も多く、次いで、ねぎ 86ha、水稲 71ha、日本なし 47ha、ほうれんそう 40ha となっています。

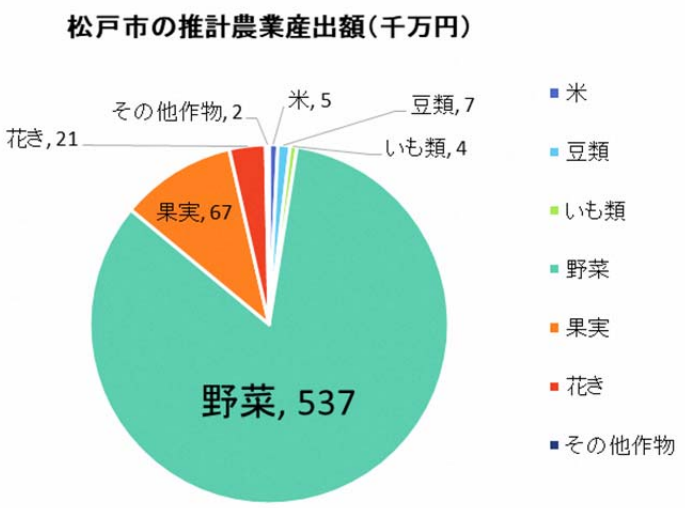

※2016 年市町村別農業産出額（農林水産省）より

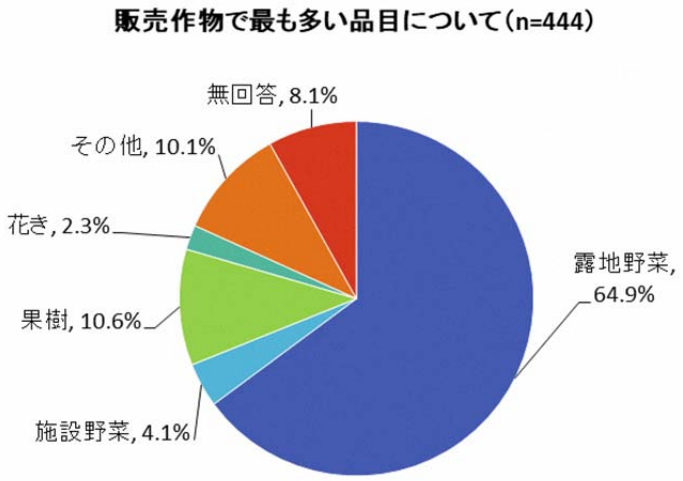

※都市農業に関する農業者アンケート調査結果より

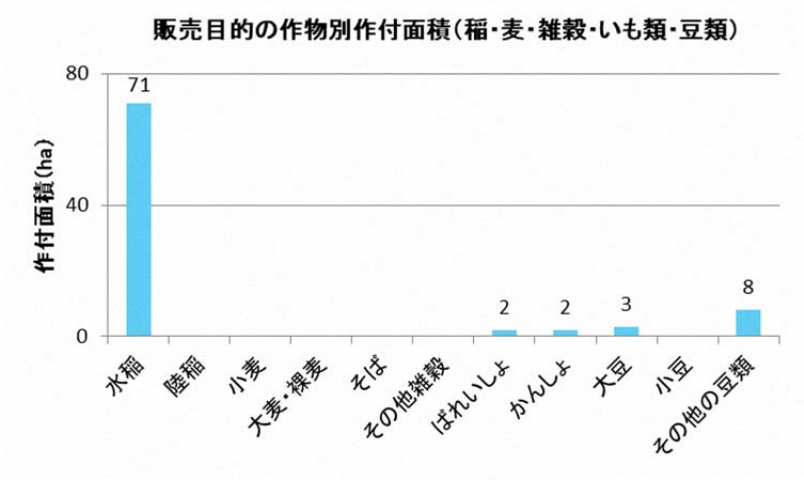

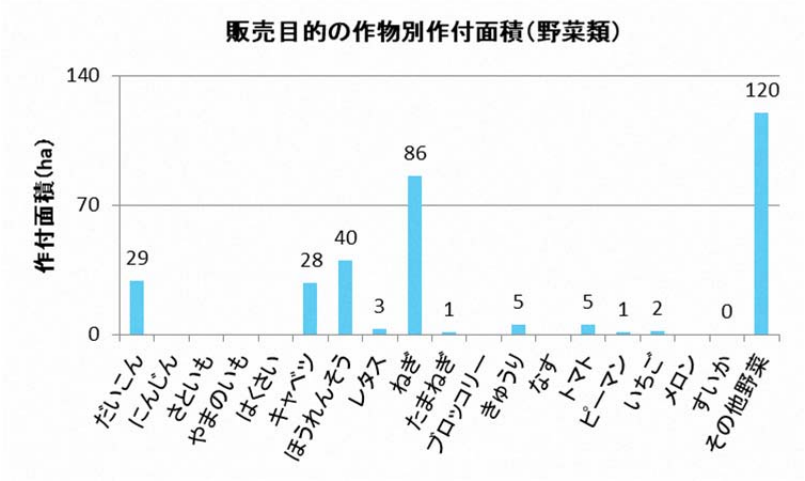

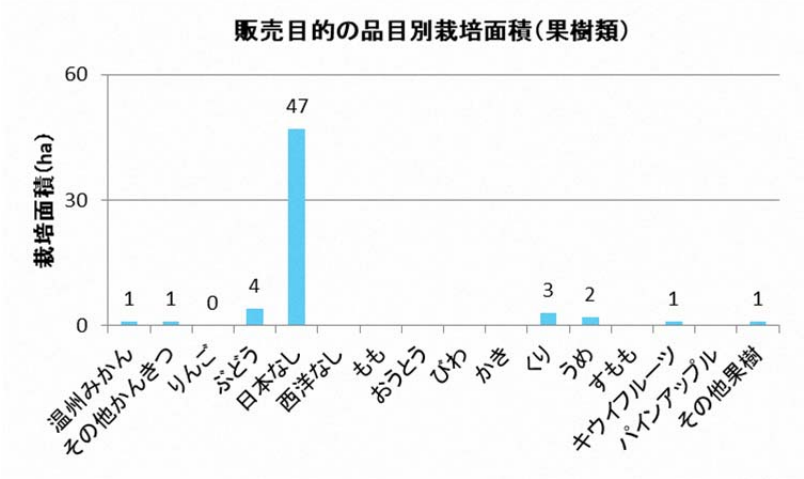

※2015 年農林業センサス(注)（農林水産省）統計データより

「0」：1ha に満たない栽培面積を示す

「　」：調査は行ったが事実のないもの、事実不詳又は調査を欠くもの、統計数値を公表しないものを示す

(注)参考資料　1．用語の説明

②生産物の販売状況について

都市農業に関する農業者アンケート調査結果によると、農産物の年間販売額は、500 万円未満の農業者が 57.4%となっています。

現在の主な出荷先としては、「市場」が 41.7%と最も高くなっていますが、次いで、「市内の直売所」が 19.6%、「市内のスーパー」が 13.7%と、地産地消に農業者が力を入れてきています。市民アンケート調査結果では、食材を購入する場所として、「スーパーマーケット」が 96.6%となっています。

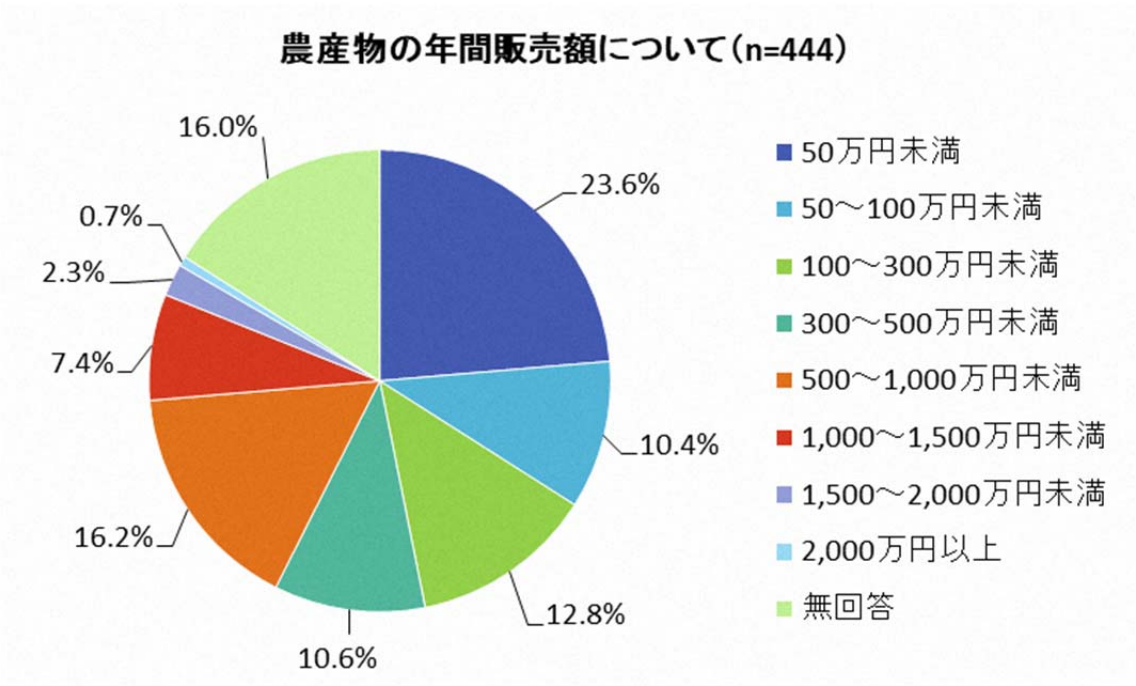

※都市農業に関する農業者アンケート調査結果より

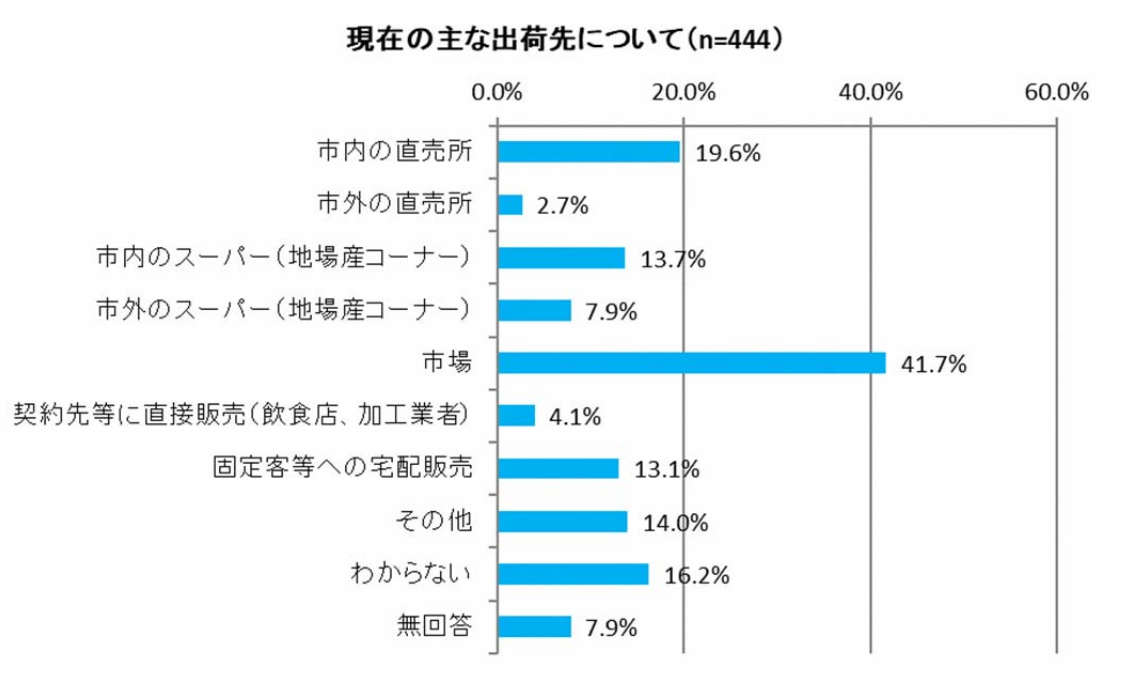

※都市農業に関する農業者アンケート調査結果より

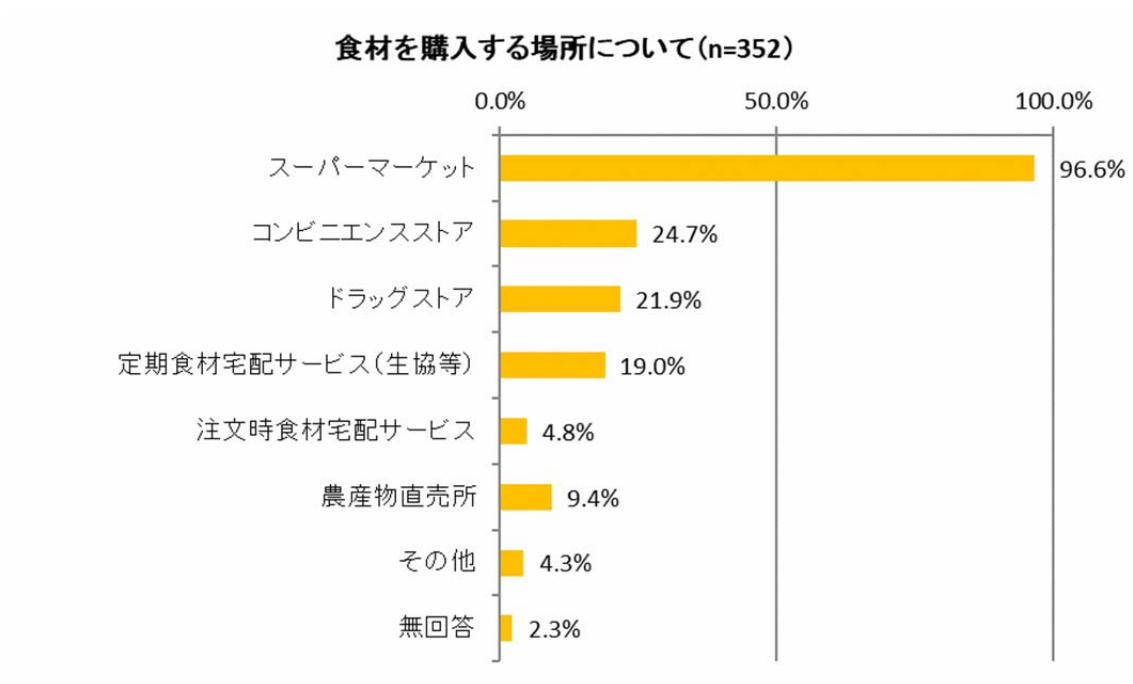

※都市農業に関する市民アンケート調査結果より

③農産物販売におけるポイント

農産物を販売・購入する時のポイントについては、都市農業に関する農業者アンケート調査結果によると「新鮮さ」が 73.0%と高くなっており、市民アンケート調査結果では、「新鮮さ」が 83.5%となっています。農業者及び市民ともに、地産地消の推進に適した考え方をしています。

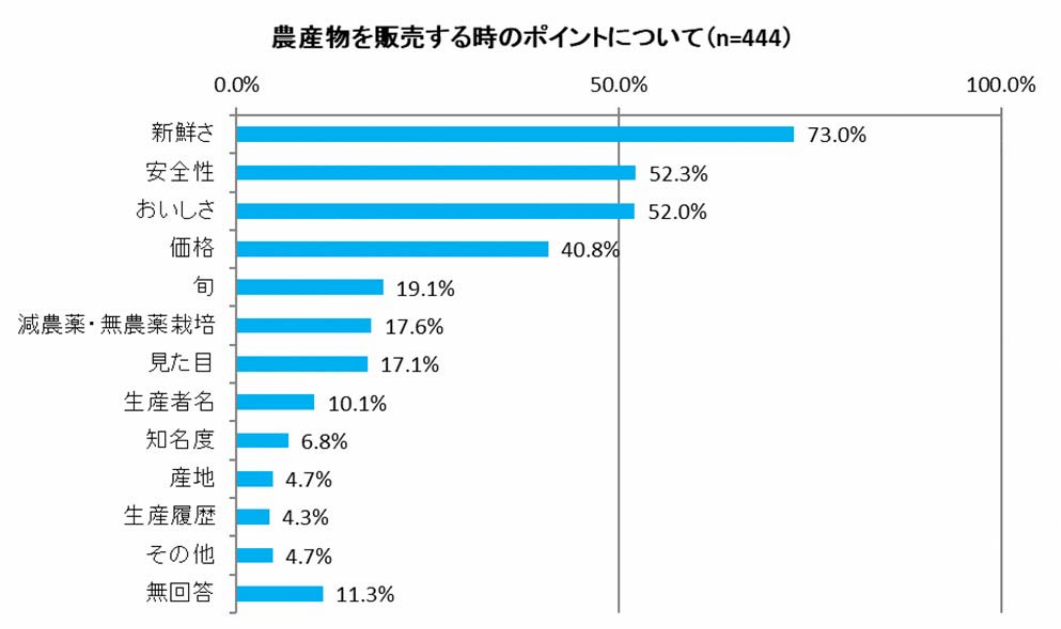

※都市農業に関する農業者アンケート調査結果より

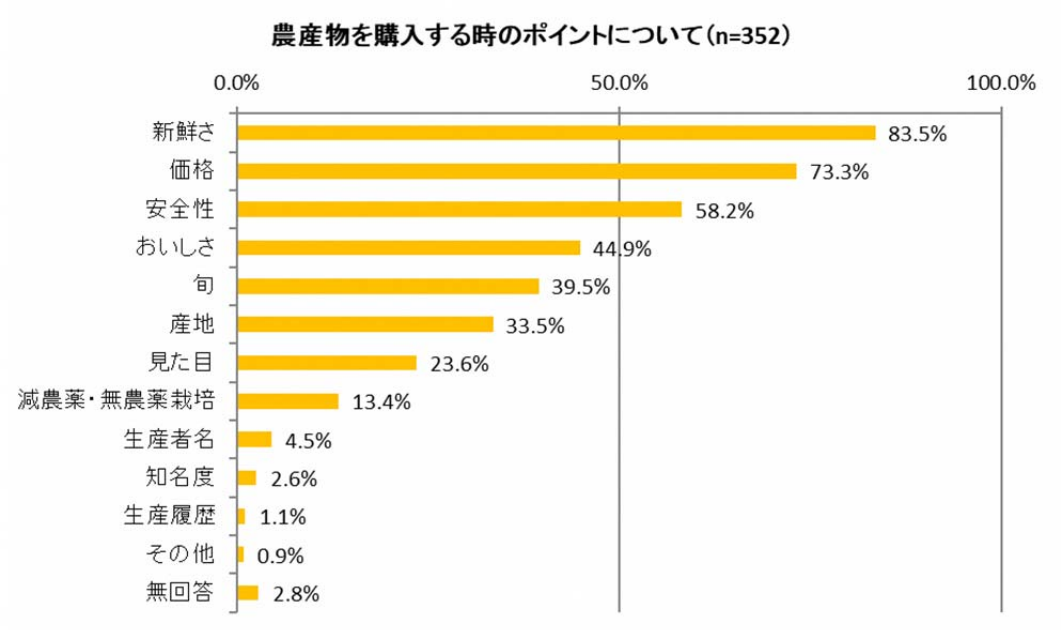

※都市農業に関する市民アンケート調査結果より

④農産物の鳥獣被害

2014 年度の鳥獣被害が、被害量 19.5t、被害金額 4,736,000 円となっています。カラスを筆頭に鳥被害が多くなっていますが、タヌキやハクビシン等の獣被害も発生しています。鳥獣被害は農業経営を圧迫する要因になるため、農業者が設置するカラス等の防除用資材費に対する補助を松戸市で、松戸市都市農業振興協議会(注)が行う、タヌキ・ハクビシン等の捕獲用箱わなの貸出しや捕獲した鳥獣の処分に対する補助を、松戸市及びとうかつ中央農業協同組合で実施するなど、対策を行っています。

【松戸市における鳥獣被害の状況】

被害面積	6.5 ha
被害量	19.5 t
被害金額	4,736,000 円
・鳥類	3,779,000 円
・獣類	957,000 円

※松戸市農政課「農業者向け調査結果」（2014 年４月～2015 年３月）より

【鳥獣被害対策効果の試験】

※トウモロコシ畑等で、防鳥糸や防鳥網を使用した効果試験を実施し鳥獣被害への対策を検討しています。

(注)参考資料 １．用語の説明

（８）農業者と市民の交流

①市民における松戸市の農業に関する認知度

都市農業に関する市民アンケート調査結果によると、松戸市の主な農産物の認知度は、「なし（梨）」78.7%、「矢切ねぎ」75.3%と高く、多くの市民に認知されています。

しかし、松戸産農産物のシンボルマーク「みのりちゃん」とキャッチフレーズ「松戸いきいき地場野菜・果実」については、「どちらも知らない」が 86.1%と、認知度が不足しています。

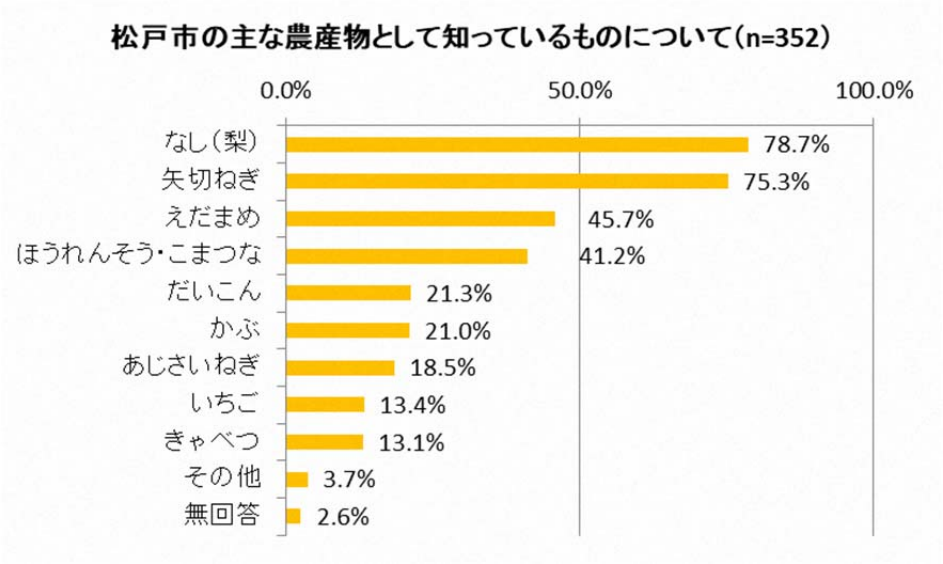

※都市農業に関する市民アンケート調査結果より

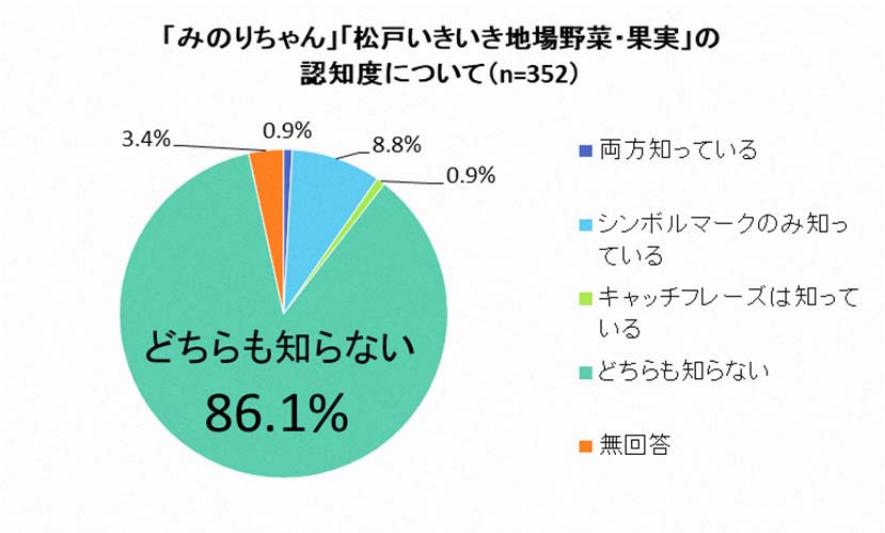

※都市農業に関する市民アンケート調査結果より

②市民における「農業」との関わりについて

都市農業に関する市民アンケート調査結果によると、農業との関わりや経験のある市民は、58.8%となっています。具体的には、「家庭菜園で栽培」が28.4%、「学校、幼稚園、保育園の農業体験に参加」が28.1%となっています。

一方で、農業体験の希望については、「はい」が 23.3%となっており、農業体験を希望する市民が少ない状況です。

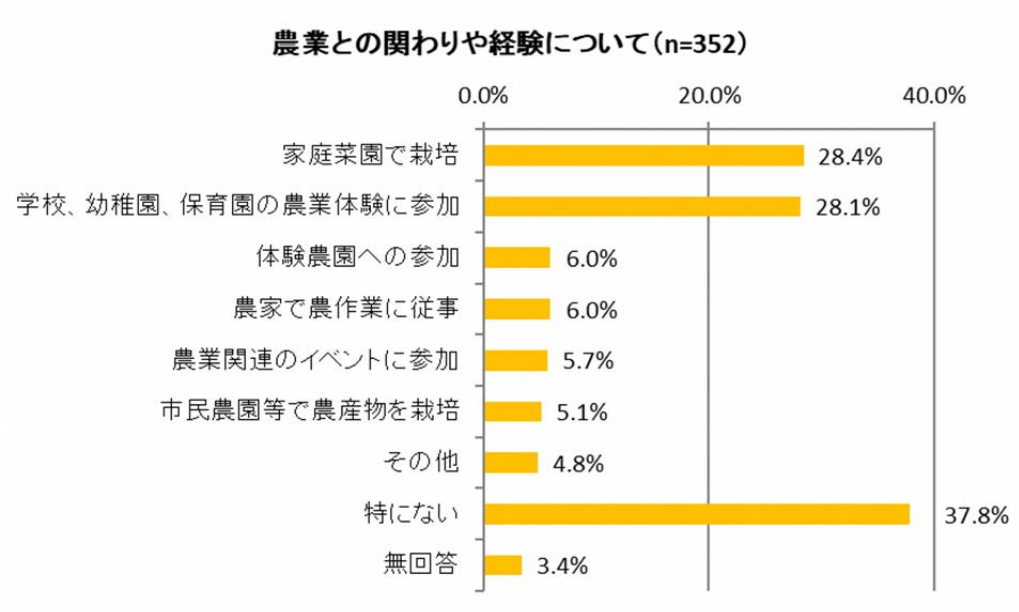

※都市農業に関する市民アンケート調査結果より

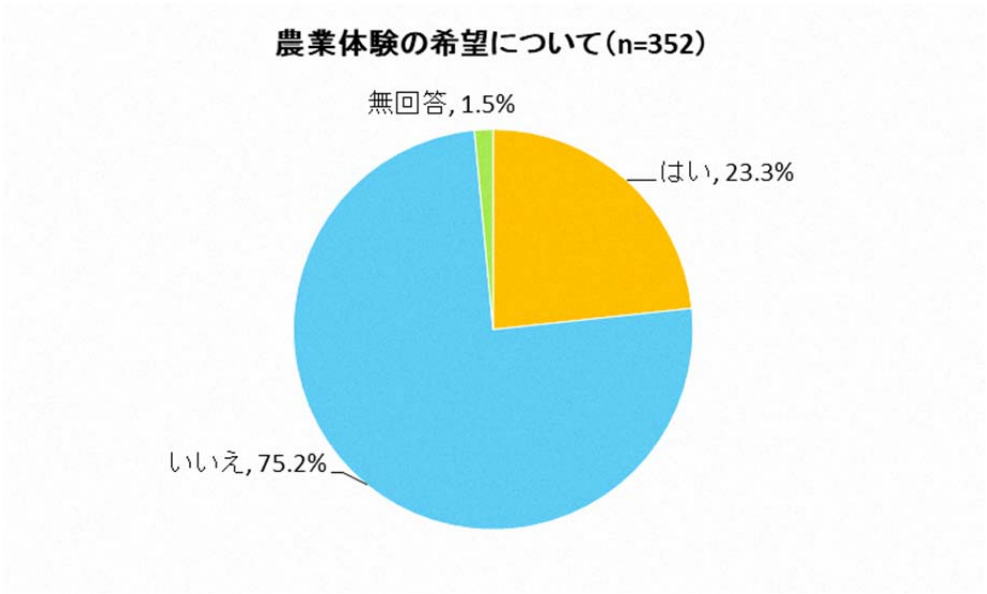

※都市農業に関する市民アンケート調査結果より

③市民が「農業」と関わることができる機会

【農産物等と触れ合えるイベント】

まつど大農業まつり	緑と花のフェスティバル
秋の収穫祭であるまつど大農業まつりは、自然の恵みに感謝して、「農」を身近に感じてもらい、都市農業に親しんでもらうイベントです。毎年 11月23日勤労感謝の日に、主催とうかつ中央農業協同組合、共催松戸市で開催しています。2008 年から開催し、2018 年開催時の来場者数は、同時開催のイベントと合せて約28,000人と大規模なお祭りです。	自然に親しみ緑の恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむことを目的として、市民・緑化関係団体・行政が一体となり、毎年みどりの月間に 21世紀の森と広場で開催する緑の祭典です。 1989 年から開催し、2018 年開催時の来場者数は約14,300人と大勢の方が植木・花・野菜などの買い物を楽しまれます。

【農作業体験ができる施設】

観光農園	オーナー農園
東京に近いというメリットを生かして、観光客に農産物の収穫を体験してもらいます。松戸市では梨、ぶどう、ブルーベリー、いも掘りなどが盛んです。新鮮な果物、野菜を収穫し、農業者とも顔の見える交流ができます。 梨の直売や梨もぎができる松戸市観光梨園組合連合会加盟園が、51園あります。	野菜の生育を楽しみながら、ほうれんそうや、えだまめの収穫体験ができます。 2018 年度に松戸市都市農業振興協議会が実施したオーナー農園では、748 人、847 区画の申込みがありました。
市民農園	**体験農園**
松戸市では、農地所有者と農園を利用する皆さんが、直接契約を結び農地を利用する市民農園が多くあります。高齢者のいきがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で利用されています。松戸市市民農園連絡協議会に加盟している市民農園が2018年4月時点で 24 か所、2,165 区画あります。	実際に農業者の指導を受けながら、自ら種まきから収穫までの一連の農作業を行うことができます。市では、短期間の体験農園を農業者に協力してもらい、実施しています。また、農業者が行う体験農園も実施されています。 2018 年度に松戸市都市農業振興協議会(注)が実施した体験農園では、22人、28 区画の申込みがありました。

(注)参考資料 1．用語の説明

【小学校での農業に関わる体験や学習】

水田や梨園での農業体験
小学校での農業に関わる体験や学習の例として、以下の取組みがあります。 （矢切小学校） 協力農業者の指導を受けながら、全児童が稲の田植えから収穫まで行います。この「全校田植え」は、高学年が低学年をサポートし、普段体験できない田んぼの感覚を楽しみ取り組むとともに、受け継がれる伝統行事となっています。 （髙木小学校） ３年生の児童は、梨園を見学し、梨の栽培について教わります。５年生の児童は、稲の田植えから収穫まで、一生懸命に泥だらけになりながら、取り組みます。協力農業者の方々の指導を受け、児童の貴重な体験の機会となっています。 （大橋小学校） 「大橋小学校の伝統を守る」をスローガンに、４年生の児童が、協力梨農業者の方々に、二十世紀梨の収穫までの一連の栽培について教わり、育てています。収穫を迎え、お世話になった方々に感謝するとともに、３年生への梨の引き継ぎ式を行い、次の世代に伝統を受け継いでいきます。 （六実地区の小学校） 地域の協力梨農業者の方々に指導を受けながら、梨の花粉づけや摘果の仕方を教わり、梨を育てています。梨の実が順調に育つ頃、実に袋かけ作業を行い、梨の収穫までの一連の栽培体験に取り組んでいます。お世話になった方々に感謝するとともに、地域の梨を次の世代に受け継いでいきます。

④市民における「農業者」との交流について

都市農業に関する市民アンケート調査結果によると、農業者との交流内容について、「農家レストラン(注)での食事」が 40.9%と最も高く、次いで 20%を超えている項目は、「農産物等の販売イベントへの参加」、「農家が開発した商品の購入」、「収穫体験への参加」となっています。

農業者アンケート調査結果によると、「市内産農産物等の販売イベントへの参加」が 19.6%となっています。

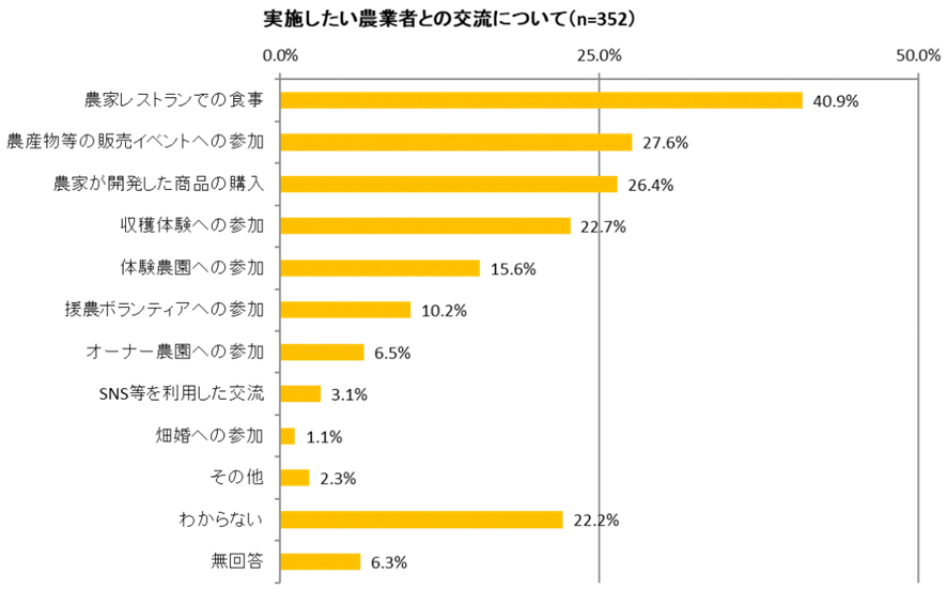

都市農業に関する市民アンケート調査結果より

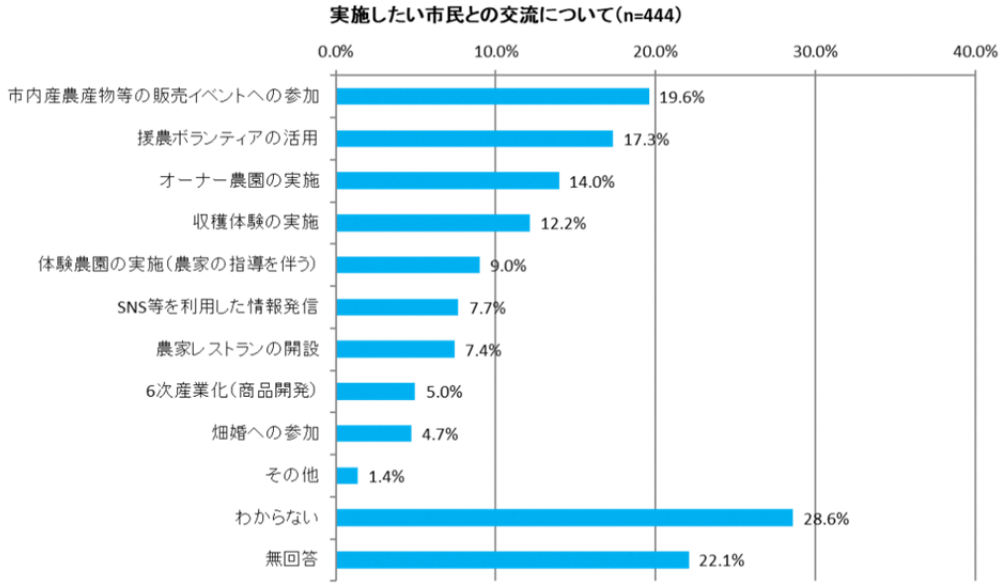

※都市農業に関する農業者アンケート調査結果より

(注)参考資料 1．用語の説明

⑤農業に関する市民からの相談

都市農業を展開する松戸市においては、住居地と農地が近く、農業者の住民への配慮と、住民の農業への理解を醸成することが欠かせません。農業に関する市民からの相談件数は、2014～2017 年の間で、平均 55 件/年程度となっています。焼却・煙・野焼きの相談件数は、近年増加傾向となっています。一方、土砂流出については、減少しています。

【相談内容と件数】

項目	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
相談件数	**53**	**56**	**51**	**61**
土砂流出	25	18	11	12
雑草	13	9	5	15
焼却・煙・野焼き	2	8	5	13
土埃	2	3	5	7
虫の大量発生	0	4	0	1
農薬	3	1	0	1
野菜残さ・堆肥の臭い	4	3	6	3
その他	4	10	19	9

※松戸市農政課統計資料より

３．松戸市の農業の課題

現代社会においては、農業以外にも多くの選択可能な職業があるほか、農産物価格の低迷等が農業経営を不安定にしており、このような背景が、担い手減少の原因となっています。さらに、担い手が減少することで、耕作することができなくなり、農地の減少にもつながっています。また、都市農業においては、都市化により、農地と近隣住民との距離が近く、近隣住民の理解が得られなければ、農業を継続していくことが難しくなっていきます。

このような状況の中、松戸市の農業を存続させていくためには、安定して収益を得られる農業を実現し、生業として農業に取り組める環境を整備していくことが必要になります。また、農業者及び市民が、都市農地は「都市にあるべきもの」と認識し、都市農業を理解することが重要になります。

都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成を図ることを目的に策定されました。そのためには、「新鮮な農産物の供給」、「都市住民の農業への理解の醸成」、「農業体験・学習、交流の場」、「良好な景観・生活環境の形成」、「生きがい・機能回復の場」、「災害時の防災機能」である、都市農業の多様な機能を発揮する必要があります。これら多様な機能を発揮するための環境整備を進めていくことが課題となります。農業者は、農地を耕作し、農産物を生産・販売し、市民は、農業に理解を示し、食べたり、買ったり、体験したりすることで、農業との関りを持つことが期待されます。そして行政は、それらが実現できる環境づくりを、進めていく必要があります。

これらを踏まえ、アンケート集計結果やヒアリング結果を参考として、国の基本法及び基本計画に基づき、松戸市の農業の課題を次の４つにまとめます。松戸市には、市街化調整区域内農地(注)と市街化区域内農地(注)の両方がありますが、本計画では、市内全域で営まれる農業を都市農業と位置づけます。４つの課題は、両区域について共通の大きな課題と捉えていきます。

(注)参考資料　１．用語の説明

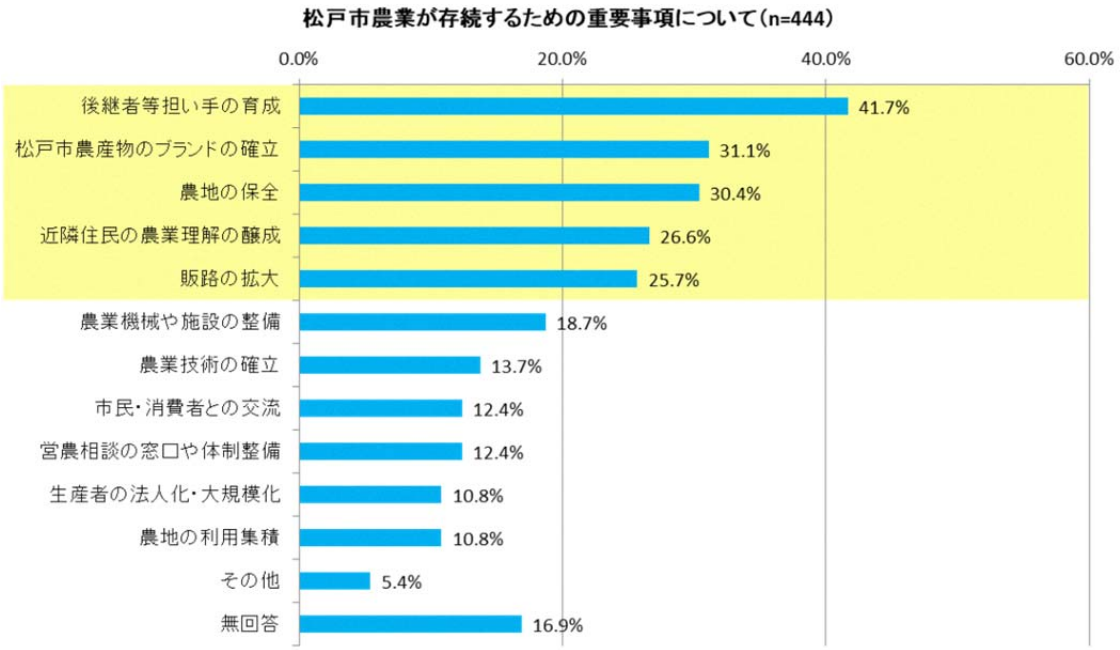

※都市農業に関する農業者アンケート調査結果より

【松戸市の農業の４つの課題】

課題①　担い手の減少と労働力不足への対応

課題②　農地面積の減少への対応

課題③　農産物価格低迷等による経営環境の悪化への対応

課題④　農業と市民との関係性の希薄化への対応

課題①担い手の減少と労働力不足への対応

松戸市の総農家数と販売農家(注)は 2005 年以降減少しています。担い手の減少と労働力不足は、生産力の低下だけでなく、農地の減少にもつながります。

都市農業に関する農業者アンケート調査においても、農業経営上の問題点として、「高齢化等による慢性的な労働力の減少」をあげる農業者の割合が高く、松戸市の農業が存続するためには、「後継者等担い手の育成」が必要と考える農業者が多くいる結果となりました。

農家の減少と高齢化に対応した新たな担い手の確保を課題として、担い手確保に必要な取組みについて検討する必要があります。

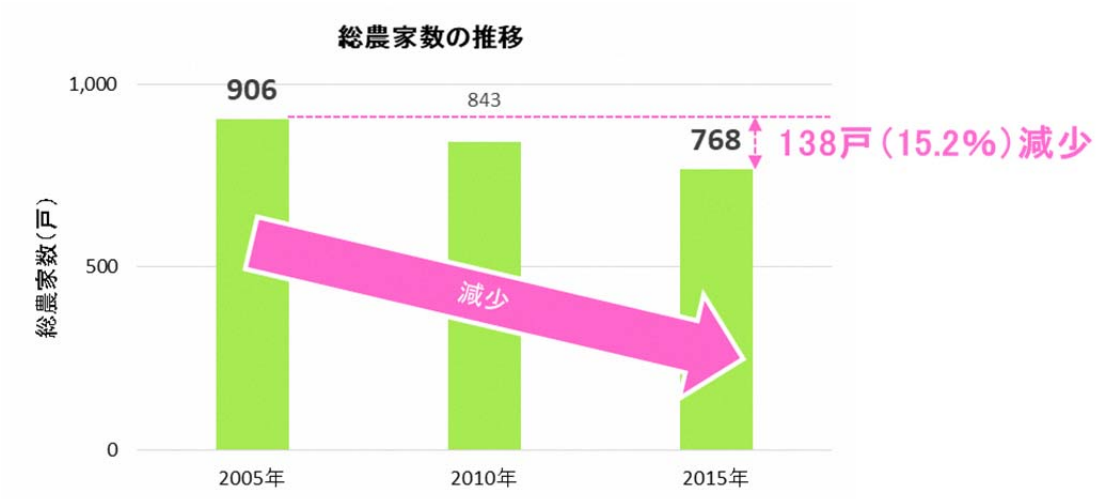

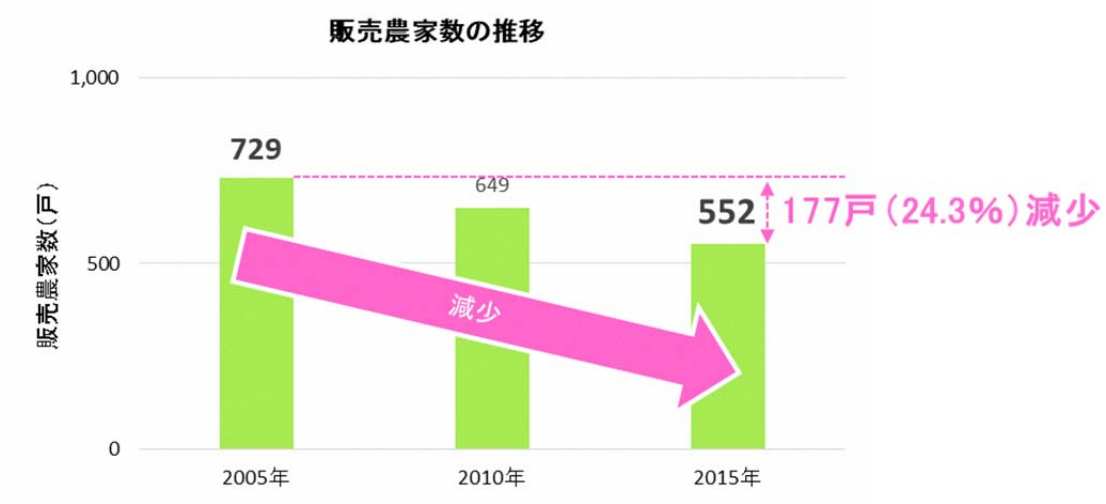

※農林業センサス(注)（農林水産省）統計データより

(注)参考資料　1．用語の説明

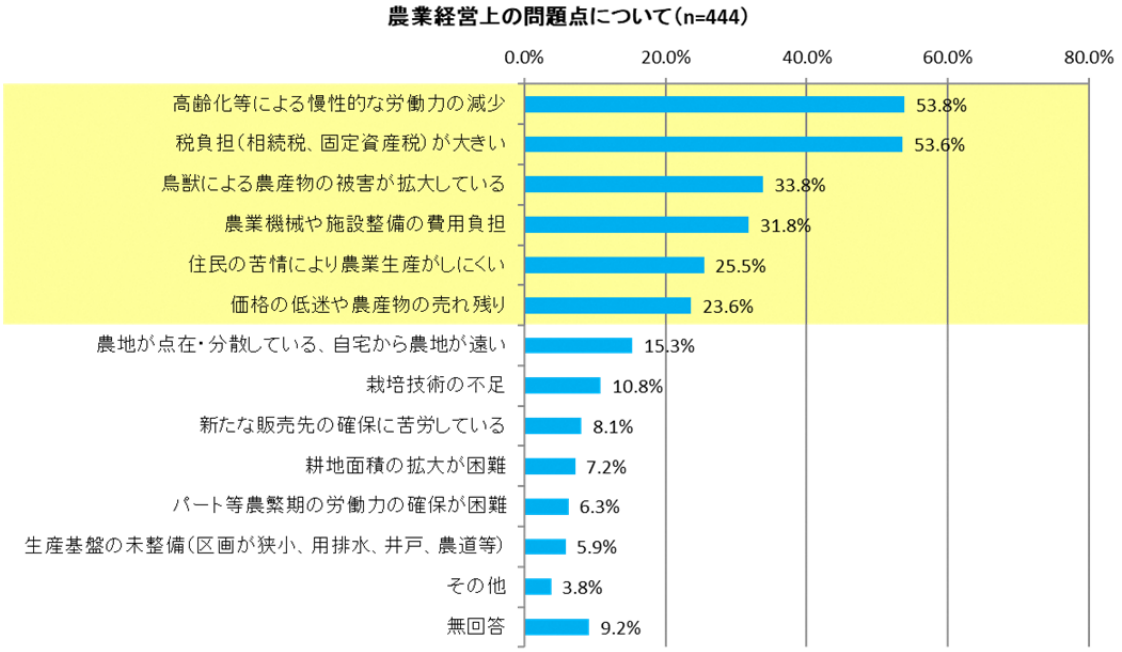

※都市農業に関する農業者アンケート調査結果より

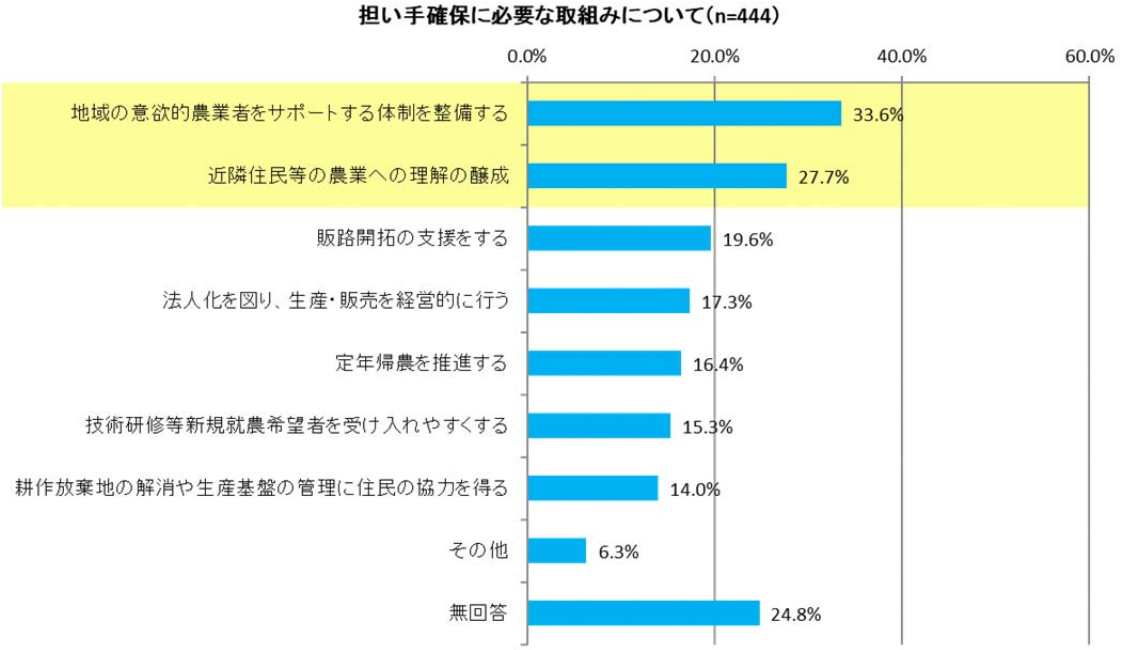

※都市農業に関する農業者アンケート調査結果より

課題②農地面積の減少への対応

松戸市の経営耕地面積(注)は、2005 年以降減少しており、市街化調整区域、市街化区域ともに、農地面積は減少傾向が続いています。農地面積の減少は、新鮮な農産物の供給力の低下となるほか、農業体験や交流の場、緑地空間の減少につながります。その他、環境の保全や、災害時における防災空間としての機能も注目されており、農地面積の減少は重要な問題となります。

耕作放棄地(注)については、85ha（2005 年）から 88ha（2015 年）と 10 年間で 3ha の微増となっています。また、農業委員会と連携し実施する農地パトロールで確認している遊休農地(注)については、4.8ha（2017 年度）となっています。耕作放棄地は、遊休農地の予備群であり、耕作放棄地の増加は、遊休農地の増加につながる可能性があります。

都市農業に関する農業者アンケート調査においては、10 年後の経営耕地面積について、「縮小」の回答割合が 56.3%となっています。耕作放棄地になる可能性のある農地については、「ある」の回答割合が 33.3%となっています。このことから、市街化調整区域においては、利用権設定(注)をすることで、耕作放棄地化を防ぎ、農地を有効利用する必要があります。松戸市の農用地の利用権設定面積は、19.8ha（2018 年３月時点）となっています。

また、農地保全に必要な取組みについての設問では、「相続の税負担の軽減」、「固定資産税等の税負担の軽減」をあげる農業者の割合が高く、次いで、「周辺住民の理解の醸成」、「労働力の確保」、「農地や施設維持のための経費の軽減」となっています。

そのため、市街化区域内農地(注)についても、農業関連法律及び税制等制度の情報提供、生産緑地制度を活用する等で、農地の多面的機能を活かしながら、農地保全を推進していきます。

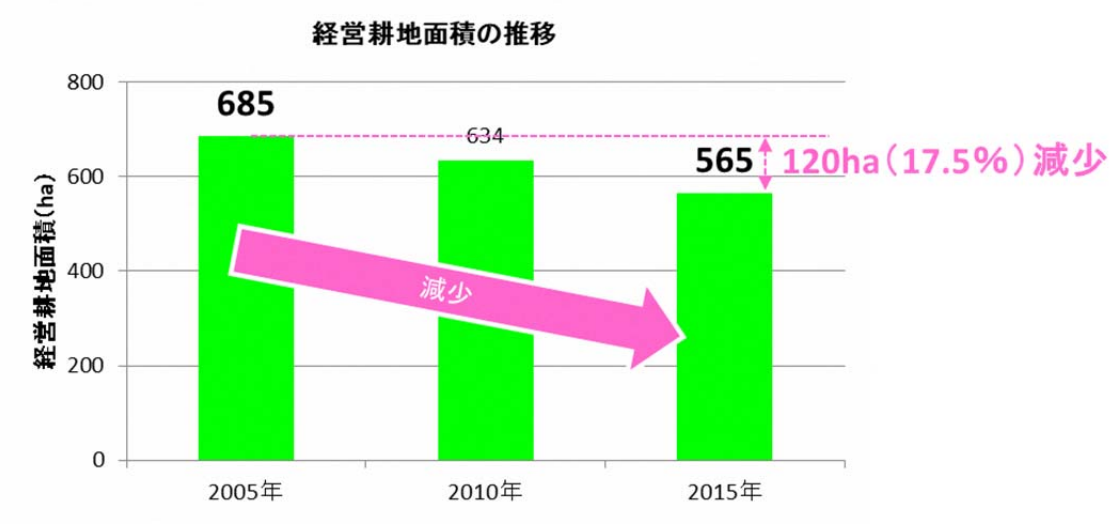

※農林業センサス(注)（農林水産省）統計データより

(注)参考資料 1．用語の説明

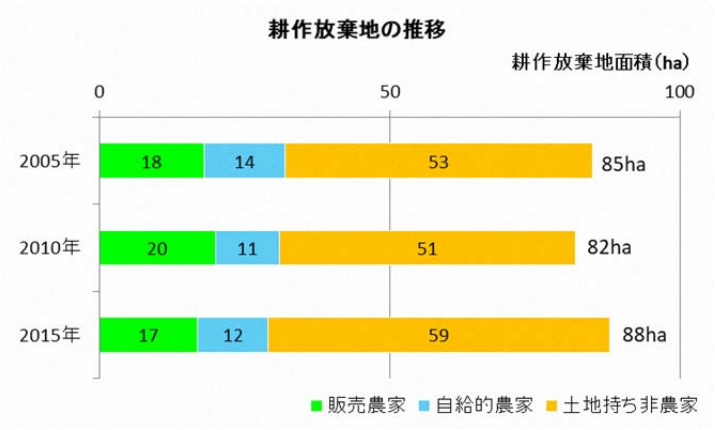

※農林業センサス(注)（農林水産省）統計データより

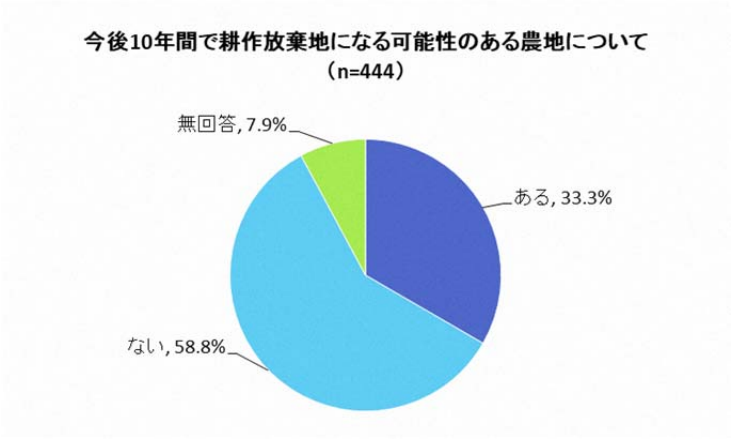

※都市農業に関する農業者アンケート調査結果より

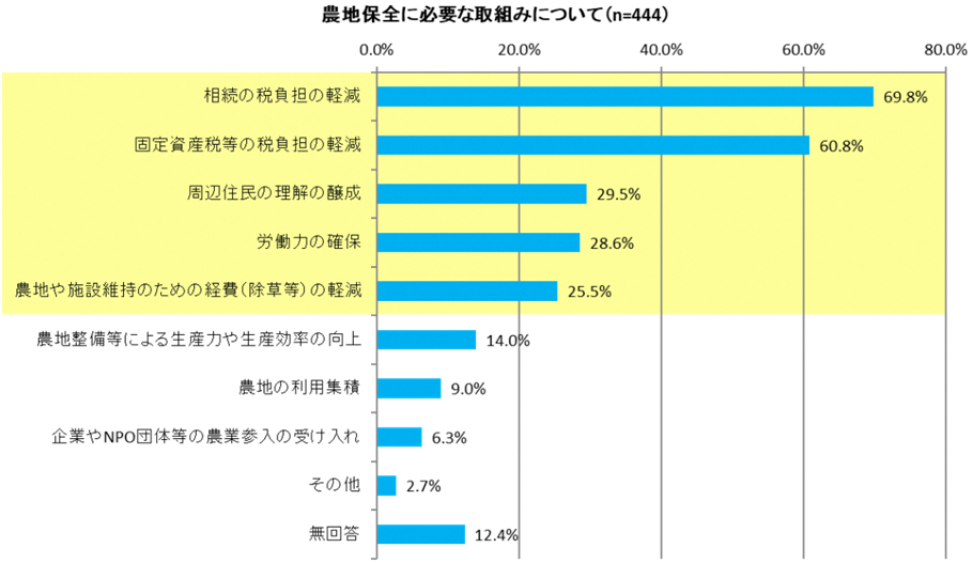

※都市農業に関する農業者アンケート調査結果より

(注)参考資料　1．用語の説明

課題③農産物価格低迷等による経営環境の悪化への対応

松戸市の農業産出額（推計）は、2014 年以降、53.9 億円から 64.4 億円に増加していますが、農産物販売規模別農家数の割合は、2005 年から 2015 年にかけて、販売規模が小さい農家の割合が増加しています。

また、都市農業に関する農業者アンケート調査においては、販売力強化に必要な取組みについて、「安全・安心な農産物の生産」、「農産物の品質向上」、「生産コストの低下」、「販路の多角化」、「環境にやさしい農業(注)の推進」をあげる農業者の割合が高くなっています。一方で、都市農業に関する市民アンケート調査においては、農業行政に期待する役割について、「地産地消の推進」、「環境にやさしい農業の推進」、「担い手の確保」、「農地の保全対策」、「農産物のブランド化」、「農業体験の場・交流の場の提供」をあげる市民の割合が高くなっています。

このことから、安全・安心な松戸産農産物をＰＲし、農産物のブランド化を推進するとともに、食育や学校との連携等を図り、地産地消の推進が必要となります。

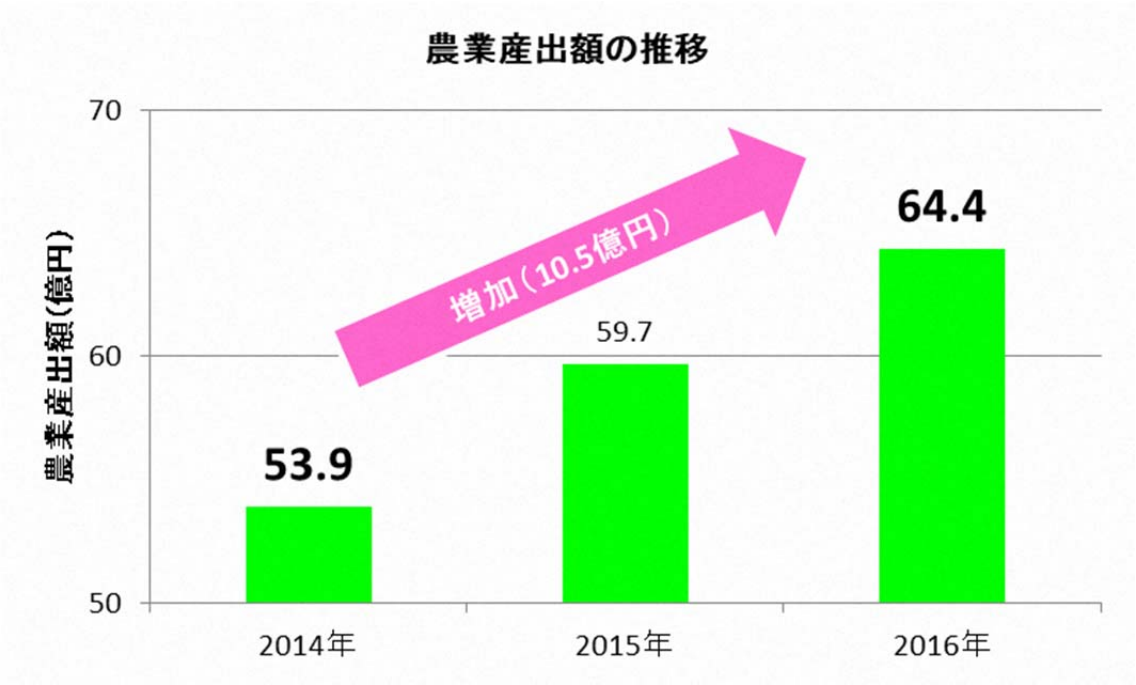

※市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）より

(注)参考資料　1．用語の説明

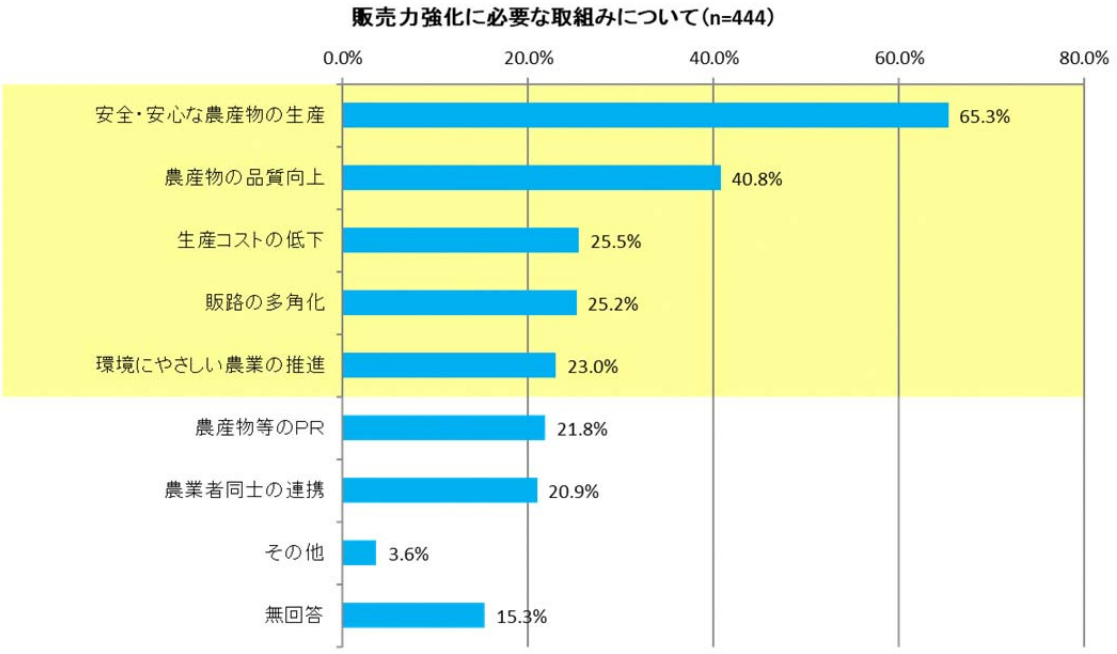

※都市農業に関する農業者アンケート調査結果より

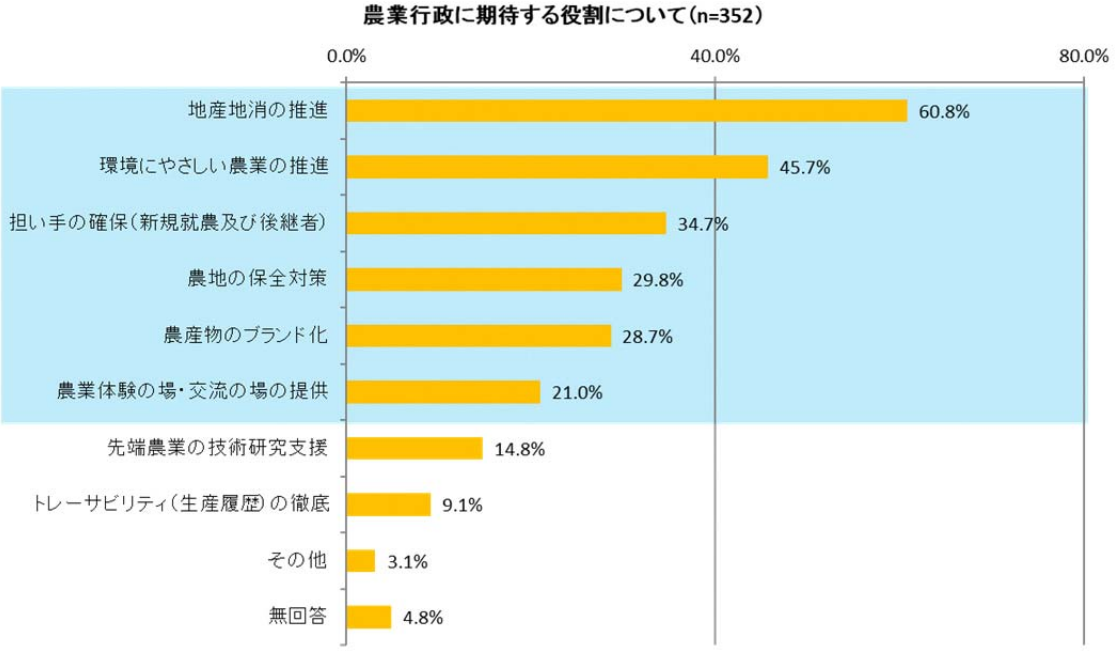

※都市農業に関する市民アンケート調査結果より

課題④農業と市民との関係性の希薄化への対応

都市農業に関する市民アンケート調査において、農業との関わりや経験について、「特にない」とした回答の割合が 37.8%と高く、さらに、農業体験の希望について、「いいえ（望まない）」とした回答の割合が 75.2%と高くなっています。農業と市民との関係性が、希薄化しています。

また、実施したい農業者との交流については、「農家レストラン(注)での食事」、「農産物等の販売イベントへの参加」、「農家が開発した商品の購入」、「収穫体験への参加」をあげる市民の割合が高くなっています。一方で、実施したい市民との交流については、「市内産農産物等の販売イベントへの参加」、「援農ボランティア(注)の活用」、「オーナー農園の実施」、「収穫体験の実施」をあげる農業者の割合が高くなっています。このことから、近隣住民との交流を図り、都市農業や農地の大切さをＰＲしていく必要があります。また同時に、農地の多様な機能をとおして、農業と市民との関係性を強めることが必要となります。

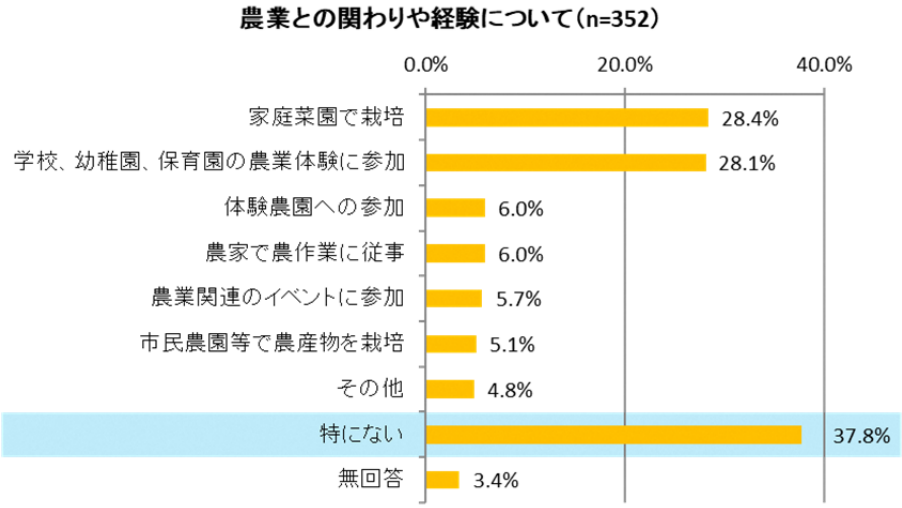

※都市農業に関する市民アンケート調査結果より

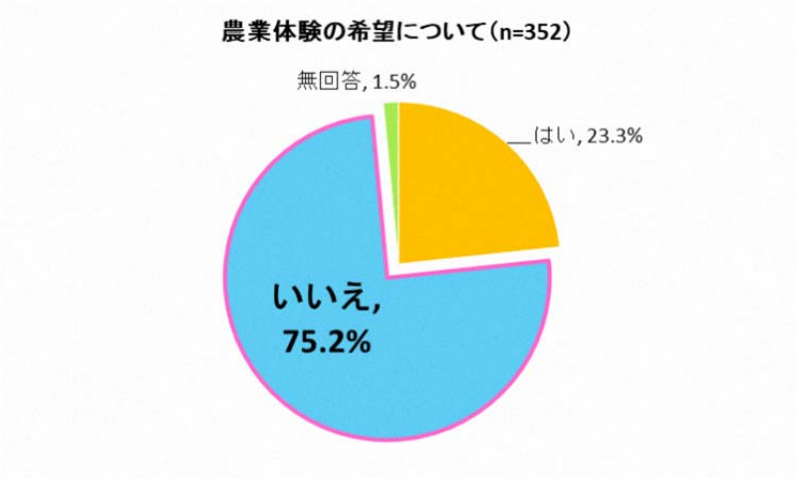

(注)参考資料　１．用語の説明

※都市農業に関する市民アンケート調査結果より

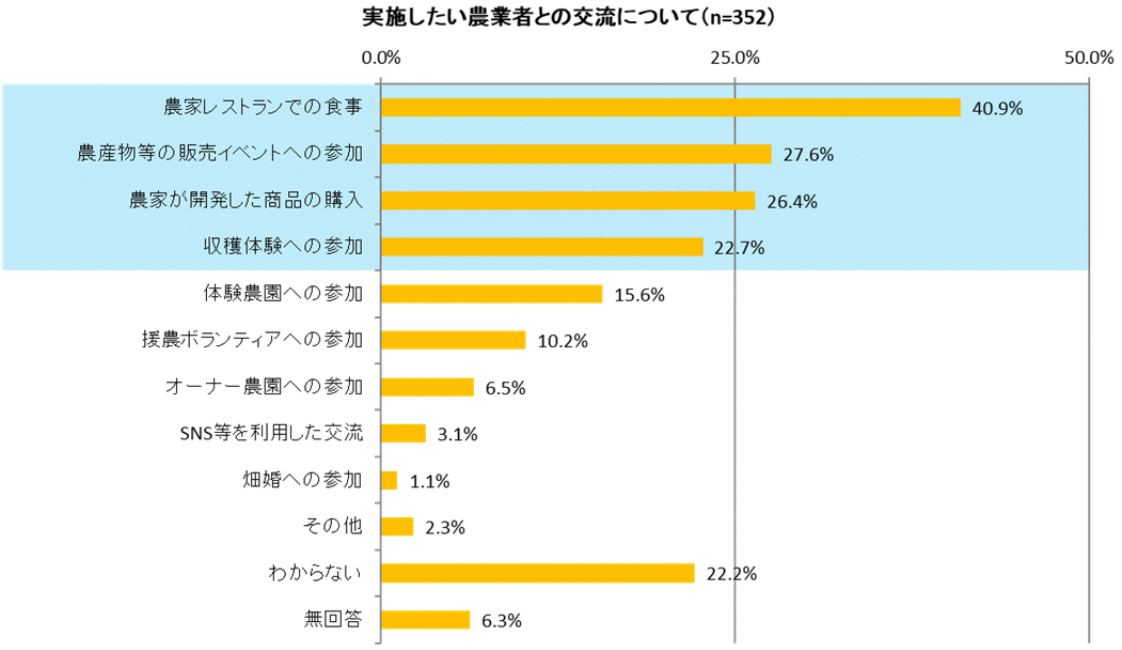

※都市農業に関する市民アンケート調査結果より

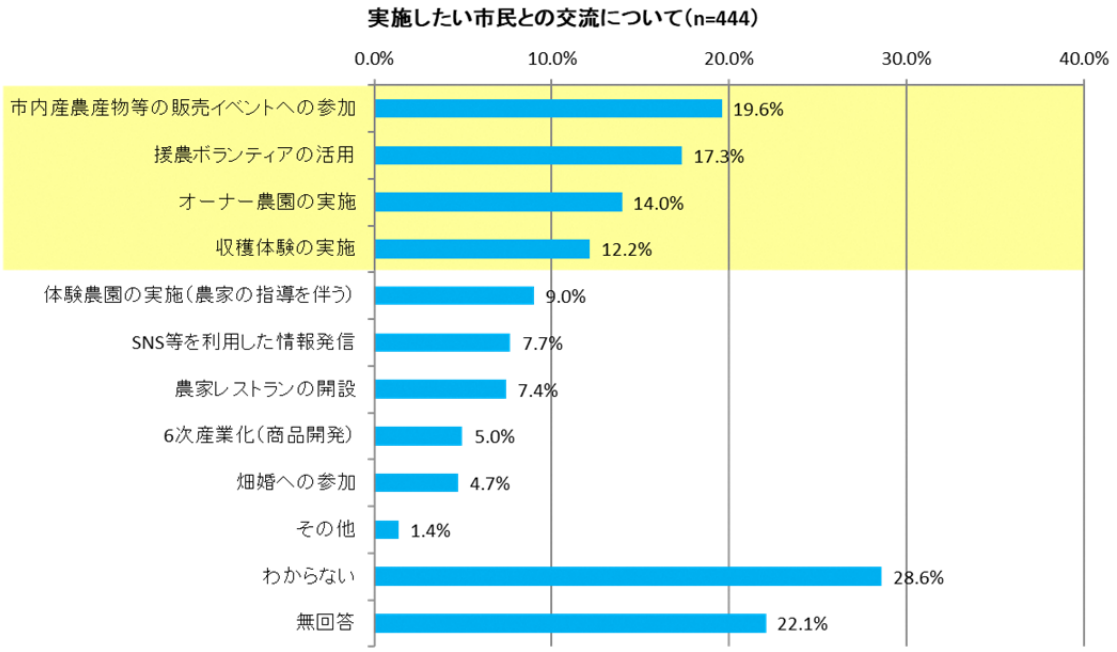

※都市農業に関する農業者アンケート調査結果より

第 3 章　農業の将来像

１．基本理念

松戸市の農業の振興を図っていく上で、根本的な考え方となる基本理念です。

次代につなぐ、人、まち、農業

都市化が進んでいる松戸市において、都市農業の振興を図っていく上で、農業と市民が調和し共生する必要があります。市民の農業への理解を得ていくことで、農業を通じて「農業者と市民」、「市民と市民」をつなぐことができれば、農業が地域のつながりを生む場となっていきます。市民同士のつながりを生むことは、生活満足度の向上や街の活性化に貢献することができ、農のある街を、次世代に引き継いでいく魅力に溢れた松戸市を実現することができます。

「次代につなぐ、人、まち、農業」を実現するためにも、農業が安定した経営を営み魅力ある産業として成り立ち、市民から「松戸の農業」として応援される存在となるように、農業振興に取り組んでいきます。

２．基本方針

基本理念を基に、農業が安定した経営を営み魅力ある産業として成り立ち、市民から応援される農業を実現するための基本方針を、以下４つとします。

基本方針１　農業者の確保と育成

基本方針２　都市農地の保全

基本方針３　都市農業としての販売力の強化

基本方針４　都市農業の多様な機能の推進

基本方針１　農業者の確保と育成

松戸市の総農家数は、2005 年から 2015 年の 10 年間で 138 戸（15.2%）が減少しています。また、農業者アンケート調査結果においても、松戸市の農業が存続するための重要事項として、後継者等担い手の育成があげられ、農業経営上の問題点としても、高齢化等による慢性的な労働力の減少が、あげられています。

したがって、農業を担う後継者や、新規就農者、女性農業者が意欲と希望を持って取り組める農業を目指し、経営参画や家族間経営協定(注)の締結を推進する必要があります。また、安全・安心な農産物を安定的に供給するためには、生産量の確保や生産性の高い農業経営が必要です。

そこで、松戸市の農業を振興していくために「農業者の確保と育成」を、基本方針の一つとします。地域の農業を牽引する意欲と能力のある人材を確保・育成するとともに、農業後継者や新規就農者に対し、就農促進と定着化を図るための支援体制の充実と、就農しやすい環境の整備を図り、担い手の育成を推進します。そして、次世代の農業を担う若い担い手農業者や、新規就農者が希望をもって取り組める高所得農業を目指し、農業生産性の向上と経営の改善を図ります。

基本方針２　都市農地の保全

松戸市の経営耕地面積(注)は、2005 年から 2015 年の 10 年間で 120ha 減少しています。しかし、都市農業振興基本法が制定され、都市農地は、「都市にあるべきもの」と位置づけられ、農業者アンケート調査結果においても、松戸市農業が存続するための重要事項として、農地の保全があげられています。

そこで、松戸市農業を振興していくために「都市農地の保全」を、基本方針の一つとします。担い手が減少していく中で農地保全を実現するためには、総合的に農地の利活用を促進していく必要があります。

市街化調整区域内農地(注)では、遊休農地(注)の解消を図り、また、遊休農地の予備群である耕作放棄地(注)を減らすため、意欲的な農業者に対して、農業委員(注)及び農地利用最適化推進委員(注)と連携を図り、農地銀行(注)を活用することで、農地の利用集積(注)を推進します。特に、市内の農地で、まとまって存在する農地の転用については、本市関係計画と連携を図り、慎重に検討する必要があります。市街化区域内農地(注)については、生産緑地法の改正や、都市農業の貸借の円滑化に関する法律により、生産緑地制度がこれまで以上に都市農地保全のための有効な手段となっていることを踏まえ、生産緑地制度の活用による都市農地の保全に努めます。

松戸市における都市農地の保全にとって、市街化調整区域内農地と市街化区域内の生産緑地(注)は、大切な農地であり、その保全は重要な課題です。

(注)参考資料　１．用語の説明

基本方針３　都市農業としての販売力の強化

農産物販売規模別農家数の割合について、2005 年から 2015 年の間に販売金額 200 万円以上の農家割合が減少し、50 万円未満の農家割合が増加しています。農業者アンケート調査結果においても、松戸市農業が存続するための重要事項として、松戸産農産物のブランド化や販路の拡大があげられており、農業行政に期待する役割についても、農業者及び市民ともに地産地消の推進があげられています。

そこで、松戸市農業を振興していくために「都市農業としての販売力の強化」を、基本方針の一つとします。都市農業の役割である新鮮な農産物の供給のための地産地消、農業者が優位に生産物の販売ができるようにブランド化を推進するほか、安定的な経営を実現させるために、販路の多角化を推進していきます。

基本方針４　都市農業の多様な機能の推進

都市農業振興基本法が制定され、都市農地の多様な機能を発揮することが求められています。市民アンケート調査結果においては、都市農地を農地として残すべきという声が多く、今後はさらに、農地の多様な機能の発揮を実現し、都市農地の価値を高めていくことが望まれます。また、農業者アンケート調査結果において、松戸市の農業が存続するための重要事項として、担い手確保に必要な取組み、農地保全に必要な取組み、農業行政に期待する役割として、近隣住民の農業に対する理解の醸成があげられています。

そこで、松戸市の農業を振興していくために「都市農業の多様な機能の推進」を、基本方針の一つとします。これまで実施してきた、環境にやさしい農業(注)の推進について理解を得ていくとともに、都市農地の多様な機能の発揮を推進していきます。

(注)参考資料　１．用語の説明

３．施策体系図

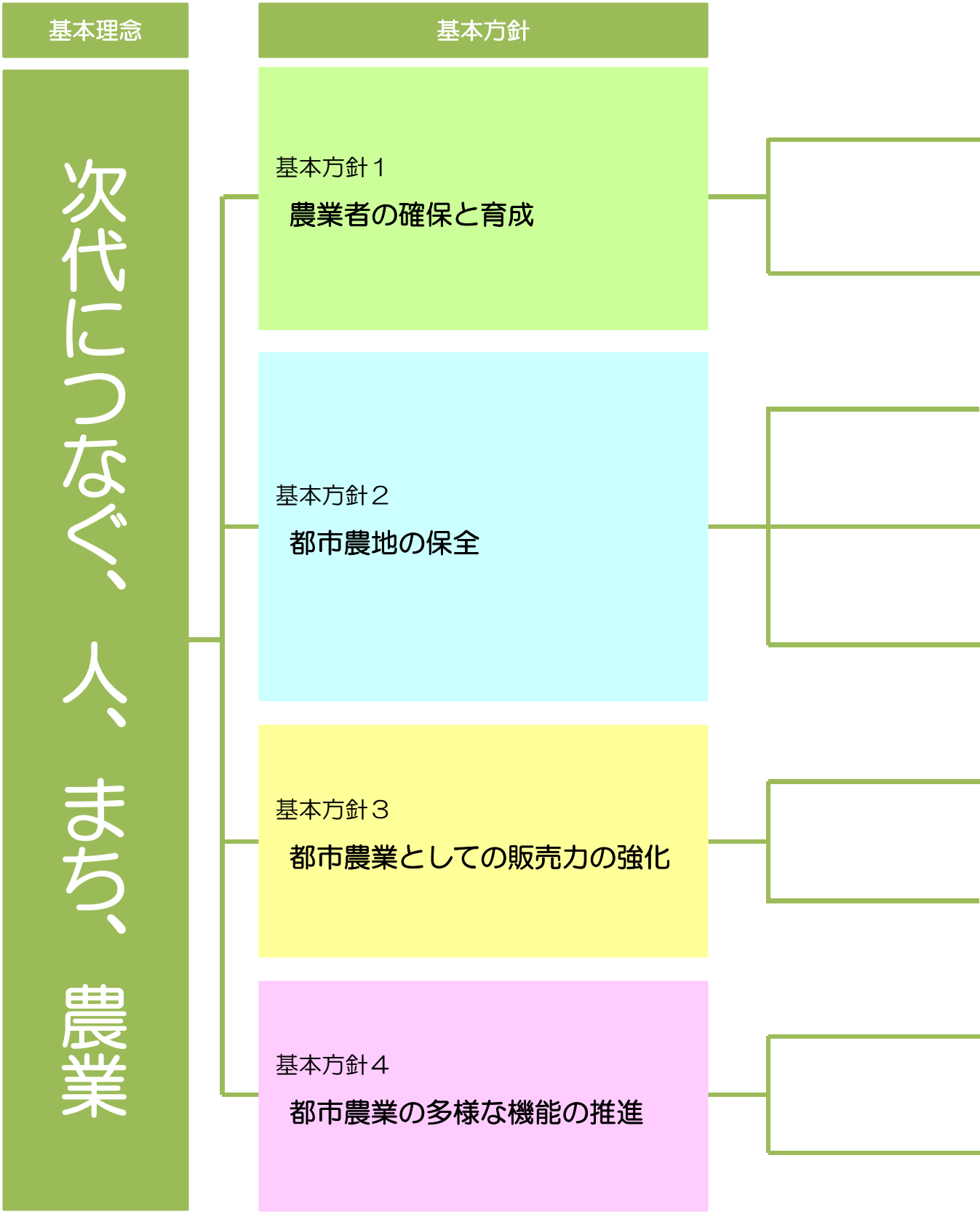
基本理念
基本方針
次代につなぐ、人、まち、農業
基本方針１
農業者の確保と育成
基本方針２
都市農地の保全
基本方針３
都市農業としての販売力の強化
基本方針４
都市農業の多様な機能の推進

施策	主な取組み
（1） 担い手の育成	①地域の意欲的農業者をサポートする体制の整備 ②農業後継者の配偶者・新規就農者の創出 ③経営改善支援 ④法人化の支援
（2） 農業の充実	①野菜・果樹産地育成強化 ②施設園芸産地育成強化 ③鳥獣被害防止対策
（1） 農地の利用促進	①農地の流動化・集積の促進 ②農地パトロール事業 ③農業関連法律及び税制等制度の情報提供
（2） 生産緑地制度の活用	①生産緑地地区の指定 ②特定生産緑地の指定 ③都市農地の貸借円滑化
（3） 環境にやさしい農業の推進	①総合防除の推進 ②土づくりの推進 ③農業生産環境整備の推進
（1） 地産地消の推進	①食育の推進 ②学校との連携 ③松戸産農産物のＰＲ
（2） 農産物のブランド化	①安全・安心な農産物の生産 ②農業イベントの実施 ③販路の多角化
（1） 都市住民の農業への理解の醸成	①近隣住民との交流 ②都市農業・農地の大切さの啓発 ③市民との連携
（2） 都市農地の多様な機能の発揮	①市民農園の利用 ②福祉事業との連携 ③災害時の防災機能

第４章　施策の展開

基本方針１　農業者の確保と育成

（１）担い手の育成

①地域の意欲的農業者をサポートする体制の整備

担い手の育成においては、今後の松戸市の農業を担う認定農業者(注)及び新規就農者を支援していくことが、次世代に松戸市の農業をつなげる重要な取組みとなります。新規就農者においては、農地の確保や生産技術等、様々な支援が必要となります。そのため、認定農業者への支援を充実させるとともに、新規就農者のサポート体制を整備していきます。

②農業後継者の配偶者・新規就農者の創出

松戸市では、農業体験を通じて、人柄や農業への理解を深め、結婚に結びつけることを目的とする婚活事業である、通称「畑婚」に取り組んでいます。畑婚には、毎年延べ 100 人を超える参加者がおり、多くの市民に農業と触れ合う機会を創出し、農業に興味を持つきっかけとなっています。また、畑婚を通じて、これまで 5 組が結婚しています。農業後継者の創出を支援すると共に、新規就農者の発掘や都市農業への理解を深めることを目的に、今後も畑婚事業を継続していきます。

③経営改善支援

認定農業者を中心に農業経営を学ぶセミナーや、先進的な事例を実施している農業者の視察等の機会を提供することで、経営改善に役立つ支援に取り組み、松戸市の農業を担う農業者を育成します。

④法人化の支援

農林水産省において、2023 年までに法人経営体数５万法人を、政策目標にかかげています。法人化することで、経営継承や産業としての農業が促進されることが期待できます。本市においても、農業経営体の法人化の支援を実施します。

【担い手の育成の推進スケジュール】

（１）担い手の育成 取組内容	スケジュール					推進主体			
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年～	農業者	市民	関係団体	市
①地域の意欲的農業者をサポートする体制の整備	検討	→	実施	→	→	○		○	○
②農業後継者の配偶者・新規就農者の創出	継続	→	→	→	→				○
③経営改善支援	検討	実施	→	→	→			○	○
④法人化の支援	継続	→	→	→	→				○

(注)参考資料　１．用語の説明

（２）農業の充実

①野菜・果樹産地育成強化

新鮮な農産物を安定的に供給するためには、生産量を確保していく必要があります。また、作業の効率化等は、生産コストを低下させ収益性を向上させることができ、農業経営の安定化につながります。農業経営が安定化することで、生業としての農業が実現でき、農業者の確保につながっていきます。そこで、野菜や果樹の生産性の向上を図ることができるように、農業用機械等の購入費支援等を実施します。

②施設園芸産地育成強化

松戸市においては、露地での野菜生産が盛んとなっていますが、パイプハウスを中心とした施設園芸に取り組む農業者も増えています。施設園芸は、農産物の品質の安定化、収穫時期の長期化が可能となり、農産物販売を優位に進めることで、経営の安定化が期待できます。そこで、安定的な経営が実現できるよう、施設園芸に関する支援を実施します。

【パイプハウス】

【鉄骨ハウス】

③鳥獣被害防止対策

近年、カラスを始めとした鳥や、タヌキ・ハクビシン等による鳥獣被害の報告が増加しています。鳥獣被害を受けると販売できる農産物が減り、農業者の経営を圧迫することになります。そのため、鳥獣被害の防止対策に取り組んでいきます。

【農業の充実の推進スケジュール】

（２）農業の充実 取組内容	スケジュール					推進主体			
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年～	農業者	市民	関係団体	市
①野菜・果樹産地育成強化	継続	→	→	→	→			○	○
②施設園芸産地育成強化	継続	→	→	→	→			○	○
③鳥獣被害防止対策	継続	→	→	→	→			○	○

基本方針２　都市農地の保全

（１）農地の利用促進

①農地の流動化・集積の促進（対象地区：市街化調整区域内農地(注)）

農地を保有している農業者が、高齢等を理由として耕作ができなくなると、耕作放棄地(注)が増加していきます。一方で、生産規模を拡大したい農業者も存在しており、そのような農業者に、耕作できなくなる農地を貸し出すことで、農地保全につながります。そこで、意欲的な農業者に対して、農業委員(注)及び農地利用最適化推進委員(注)と連携を図り、農地銀行(注)を活用することで、耕作できなくなる農地の流動化に取り組み、地域の中心的農業者への農用地利用集積(注)を促進します。

②農地パトロール事業

営農されるべき農地において、保全管理がされていないと思われる農地については、管理状況の確認と適正な管理がなされるように指導し、農地保全を推進します。そこで、地域の農地利用の確認、遊休農地(注)の実態把握と発生防止・解消等を目的とした農地パトロール（利用状況調査）を農業委員会とともに実施し、農地の有効な利用促進を図ります。

③農業関連法律及び税制等制度の情報提供

生産緑地(注)等に関する制度や税制改正の動向を踏まえ、関係部署等と連携して、農業者にとって有益な新しい法律及び制度等の周知を実施していきます。

【農地の利用促進スケジュール】

（１）農地の利用促進 取組内容	スケジュール					推進主体			
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年～	農業者	市民	関係団体	市
①農地の流動化、集積の促進	実施	→	→	→	→			○	○
②農地パトロール事業	実施	→	→	→	→			○	○
③農業関連法律及び税制等制度の情報提供	実施	→	→	→	→			○	○

(注)参考資料　１．用語の説明

（２）生産緑地制度の活用

対象地区：市街化区域内農地(注)

①生産緑地地区の指定

生産緑地地区(注)は、市街化区域内において緑地機能を持つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的とした都市計画の制度であり、営農の継続により農地として保全されるものです。よって、小規模農地を含めた市街化区域内の農地を生産緑地地区に指定するための条件の見直しを検討し、生産緑地制度の活用による都市農地の保全に努めます。

②特定生産緑地の指定

新たな生産緑地法では、指定後 30 年経過する生産緑地については、「特定生産緑地」の指定ができることになり、指定されれば更に１０年は農地として保全されることから、既に指定されている生産緑地の農地所有者等へ制度の周知を図り、特定生産緑地の指定に努めます。

③都市農地の貸借円滑化

2018 年、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が制定されました。この法律により、生産緑地地区の農地所有者だけではなく、意欲ある農業者や事業者等が生産緑地を借りて活用できるようになりました。農業者の減少・高齢化が進む中、生産緑地の所有者自らによる有効な活用が困難となる状況も見据えて、都市農業の有する機能の発揮が図れるよう運用に関する基準を定めて有効な活用を図ります。

【生産緑地制度の活用スケジュール】

（2）生産緑地制度の活用 取組内容	スケジュール					推進主体			
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年～	農業者	市民	関係団体	市
①生産緑地地区の指定	実施	→	→	→	→			○	○
②特定生産緑地の指定	実施	→	→	→	→			○	○
③都市農地の貸借円滑化	実施	→	→	→	→			○	○

(注)参考資料　１．用語の説明

（３）環境にやさしい農業の推進

①総合防除の推進

松戸市では、安全・安心な農産物を生産するため、農薬をできるだけ減らし生態系と調和を図りながら、農害虫による被害を抑えることを目的として、松戸市独自の「野菜病害虫防除基準」を毎年作成（第 24 版：2018 年７月時点）しています。また、現場レベルで総合防除を推進するために、防除用資材やフェロモン剤(注)の利用を促進しており、今後もこれらの取り組みを農業者と共に実施し、総合防除を推進していきます。

②土づくりの推進

微生物によって有機物を分解した有機質堆肥を導入することにより、土壌の通気性や保水性を改善することができ、化学肥料等で劣化した土壌を、作物の生育に適した土壌に再生することができます。また、農地に土壌生物が増加することから、農害虫菌の発生を抑制することができます。そのため、有機質堆肥による土づくりを推進することで、環境にやさしい農業(注)を推進することができます。また、有機質堆肥の利用を促進するためにも、有機質堆肥と農地土壌を混ぜ込む、土壌改良機の導入を促進していきます。

③農業生産環境整備の推進

近年の異常気象による大雨で、栄養分が豊富に含まれた農地土壌が流出することは、農地の地力低下につながり、農産物の生育に影響します。また、主に市街化区域近郊での道路や住宅地などへの農地土壌の流出は、市民生活に影響を及ぼします。これら農地土壌の流出を未然に防ぎ、営農環境を保全するため、土砂流出工事の整備費用の支援を実施し、農地土壌の流出対策を行います。また、農地土壌の飛散を防止する有効な施策を検討し、近隣住民の居住環境に配慮する農業への助成も推進していきます。

【環境にやさしい農業の推進スケジュール】

（3）環境にやさしい農業の推進 取組内容	スケジュール					推進主体			
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年～	農業者	市民	関係団体	市
①総合防除の推進	継続	→	→	→	→	○		○	○
②土づくりの推進	継続	→	→	→	→	○		○	○
③農業生産環境整備の推進	継続	→	→	→	→	○			○

(注)参考資料　１．用語の説明

基本方針３　都市農業としての販売力の強化

（１）地産地消の推進

①食育の推進

食育とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。松戸市では、全国に誇れる農産物が生産されていますが、市民アンケートの結果からも判るとおり、市民への認知度はあまり高くありません。松戸市では「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことを基本理念とし、松戸市食育推進計画を実行しています。当該計画の中では、「地域で採れる食材の魅力や食の成り立ちを学ぶ」ということが、基本目標として掲げられています。松戸産農産物の直売情報の提供や、地域で収穫される農産物についての学び、農産物の栽培や収穫体験などができるオーナー農園、観光農園等の農業体験活動の促進により食育活動に寄与することで、都市農業への理解醸成や地産地消につなげ、販売力の強化を図ります。

②学校との連携

松戸市においては、これまで安全・安心な農産物の生産を支援するための施策に取り組んできました。これから、安全・安心で“新鮮”な農産物を市民に味わってもらうためには、地産地消を推進することが一つの方法として考えられます。地産地消や食育の推進において、子供たちに松戸産農産物を知ってもらうことや食べてもらうことは、大人になっても松戸産農産物への愛着を持つことや正しい食生活につながります。

そこで、学校と連携し、学校給食等での松戸産農産物の活用や学校農園の設置等を通じて、子供時代から松戸産農産物の魅力を体感してもらうことで、松戸産農産物が好きな子供を育てていきます。

【学校給食で使用される「松戸産えだまめ」】

③松戸産農産物のＰＲ

「松戸産農産物直売所マップ」や「松戸の農業パンフレット」等を活用し、松戸市の農産物や、その特徴、販売所等を市民に向けてＰＲすることで、松戸産農産物の認知度を向上させ、地産地消を推進していきます。また、市民が松戸産農産物に愛着を持つことで、都市農業への理解の推進にもつなげます。

その他、首都圏等にも松戸産農産物をＰＲしていくことで、認知度向上を図り、農産物の販売において、有利な環境づくりを目指します。

また、市民が安全・安心な松戸産農産物を購入する機会を増やすため、とうかつ中央農業協同組合と連携し、農産物直売所の設置について検討していきます。

【農産物直売所「まつぼっくり」】

【地産地消の推進スケジュール】

（１）地産地消の推進 取組内容	スケジュール					推進主体			
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年～	農業者	市民	関係団体	市
①食育の推進	検討	実施	→	→	→	○	○	○	○
②学校との連携	検討	実施	→	→	→	○		○	○
③松戸産農産物のPR	検討	実施	→	→	→	○		○	○

（２）農産物のブランド化

①安全・安心な農産物の生産

松戸市においては、安全・安心な農産物であることが、ブランドの高付加価値化につながると考え、松戸市農産物ブランド化推進協議会を設置しています。協議会では、農産物ブランド化推進事業に係る施策の効果的な推進や、ブランド認定制度の啓発、ブランド認定農産物の普及等に関する事項について、調査審議を行っています。これまで協議会にて、松戸産農産物ブランドシンボルマーク「みのりちゃん」やキャッチフレーズ「松戸いきいき地場野菜・果実」、「松戸産えだまめ」推奨マークを作成するなど、農産物のブランド化に取り組んできました。

今後も、松戸産農産物の安全・安心をアピールしていき、市民への認知度向上や、農産物の品質がより高められるように農業を推進していきます。

②農業イベントの実施

松戸市では、農産物のブランド化を図るため、環境にやさしい農業(注)の推進や、シンボルマーク、キャッチフレーズ等の活用によるPRを行っています。しかしながら、市民アンケート調査結果においては、シンボルマークやキャッチフレーズの認知度が低い等の課題がありました。これまで、大農業まつりや松戸まつり等への参加を通じて、農産物のPRや販売に取り組んできました。

また、全国のねぎ産地が一堂に会して、ねぎ等の農産物や産地のPRを行う「全国ねぎサミット」にも毎年参加しています。松戸市は、2019年度の開催地になることが決定していますので、松戸産農産物の魅力をPRしていきます。今後もイベントの開催や出店を積極的に実施するなど、様々な方法で情報発信を行い、松戸市の農業をPRしていきます。

【まつど大農業まつり】

(注)参考資料 １．用語の説明

③販路の多角化

松戸市には、松戸市公設地方卸売市場南部市場が存在し、松戸産農産物の流通を担っています。また、松戸市は、卸売市場の中でも取扱高の多い大田市場や豊洲市場にも近いことから、松戸産の農産物は、市場出荷が中心となっています。近年では、消費者が近いという都市農業のメリットを活かして、市内スーパーマーケット内の地場野菜コーナーでの販売が増えているほか、農家の軒先での直売も市内全域で行われています。今後も市場出荷や直売などを通じて安全・安心な農産物を供給するほか、松戸産農産物を使用した加工品の開発や、飲食店等の商工業者との連携を支援するなど、販路の多角化を通じて、消費者への農産物のブランド化を推進していきます。

【松戸市南部市場】

【農産物のブランド化スケジュール】

（2）農産物のブランド化 取組内容	スケジュール					推進主体			
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年～	農業者	市民	関係団体	市
①安全・安心な農産物の生産	継続	→	→	→	→	○		○	○
②農業イベントの実施	継続	→	→	→	→	○		○	○
③販路の多角化	検討	実施	→	→	→	○		○	○

基本方針４　都市農業の多様な機能の推進

（１）都市住民の農業への理解の醸成

①近隣住民との交流

都市農業を営んでいく上では、農業機械による音の発生や、農薬散布、堆肥の臭いなどに対して、近隣住民の理解を得る必要があります。近隣住民の農業への理解の醸成においては、安全・安心な農産物の供給や、農作業体験などにより、農業と触れ合い、愛着を持ってもらうことで、農業への理解が生まれることが期待できます。そこで、体験農園、観光型オーナー農園、市民農園等を推進することで、近隣住民の農業への理解の醸成を図っていきます。

【体験型農園】

【えだまめのオーナー農園】

②都市農業・農地の大切さの啓発

都市住民の農業への理解醸成においては、都市農地は、なぜ、都市に「あるべきもの」なのか等、守っていく理由を理解してもらう必要があります。また、より多くの市民が、農と触れ合う機会を持ってもらうためにも、農業に興味を持ってもらい、都市農業・農地の大切さを理解してもらう必要があります。そこで、広報やイベント等を通じて、都市農業・農地の大切さの啓発に取り組んでいきます。

③市民との連携

農業の担い手が減少していく中では、農業機械や設備の導入により、作業の効率化を図り、人手が足りない中でも続けていく方法を検討する必要があります。また、都市農業の多様な機能の発揮として、農業者だけではなく、市民と連携しながら、松戸市ならではの都市農業の形を模索していくことで、担い手不足や農地保全等といった松戸市が抱えている課題の改善につながります。

そこで、松戸市の農業の応援隊でもある援農ボランティア(注)団体への支援策を検討し、市民との連携を促進していきます。

【都市住民の農業への理解の醸成スケジュール】

（1）都市住民の農業への理解の醸成取組内容	スケジュール					推進主体			
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年～	農業者	市民	関係団体	市
①近隣住民との交流	検討	実施	→	→	→	○	○	○	○
②都市農業・農地の大切さの啓発	実施	→	→	→	→			○	○
③市民との連携	検討	実施	→	→	→	○	○	○	○

(注)参考資料　1．用語の説明

（２）都市農地の多様な機能の発揮

①市民農園の利用

都市農地を保存していく上で、市民の農業への理解を醸成するためには、農業者が販売用農産物を生産するだけではなく、市民農園といった形式で、市民が農業に触れ合える場所を提供し、農業と接する機会を増やしていくことも必要であると考えられます。市民が気軽に農作業体験ができる市民農園の利用を促進し、農業体験・学習、交流の場という都市農地の多様な機能の発揮を目指します。

②福祉事業との連携

都市農業には、心やすらぐ緑地空間としての役割があり、福祉事業等での活用も考えられます。農地には、自然との関わりを通して、心の健康、体の健康、社会生活における健康の回復を図る園芸療法の場という機能もあります。今後、都市農業がどのように社会福祉事業に貢献できるのか検討しながら、社会福祉事業への農地利用や、介護施設への食材提供を推進していきます。

③災害時の防災機能

都市農地の多様な機能として、災害時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災機能があげられます。しかしながら、農地は、農業者の生活を支える生産基盤であり、美味しい農産物が育つように、長い年月をかけて農地を育てています。そのため、どのように防災空間として利用できるのか、活用方法や活用する上でのルールを検討していく必要があります。

【都市農地の多様な機能の発揮スケジュール】

（２）都市農地の多様な機能の発揮 取組内容	スケジュール					推進主体			
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年～	農業者	市民	関係団体	市
①市民農園の利用	検討	実施	→	→	→	○	○	○	○
②福祉事業との連携	検討	→	実施	→	→	○		○	○
③災害時の防災機能	検討	→	実施	→	→	○			○

第５章　松戸市都市農業振興計画の推進

１．松戸市都市農業振興計画の推進体制

農業者・市民・とうかつ中央農業協同組合・松戸市等がお互いの役割を果たしながら連携して、本計画を推進し都市農業の振興を図ります。

都市農業振興基本法、同基本計画がつくられ、都市農業は農業生産活動を基盤として、農業生産物の供給やその他の多様な機能が十分に発揮するように保全・振興されることが都市や都市住民にとって重要であることが明確にされました。松戸市は、この新たな位置づけを実現していくために必要な体制で取り組みます。

【各主体の役割】

主体	役割
農業者	○環境にやさしい農業を推進し、安全・安心な農産物の供給 ○農産物の PR や食育の推進 ○市民が農とふれあう場の提供 ○市民の営農への理解促進
市民	○松戸産農産物の購入、直売所や観光農園の利用 ○農業イベント、農作業体験へ積極的な参加による農業への理解 ○松戸産農産物の使用による食育の推進 ○農業の理解を深め、農地保全への取組み支援
関係団体	○営農技術指導や農業経営改善の取組みの支援 ○担い手等農業人材の育成 ○松戸産農産物の積極的な利用による地産地消の推進
市	○計画の推進と進捗管理 ○農業後継者の確保と育成 ○松戸産農産物の PR 活動 ○地産地消とブランド化の推進 ○都市農業に対する市民への理解の醸成

【施策と主な取組内容の推進主体】

基本方針	施策と主な取組内容	推進主体			
		農業者	市民	関係団体	市
農業者の確保と育成	（1）担い手の育成				
	①地域の意欲的農業者をサポートする体制の整備				○
	②農業後継者の配偶者・新規就農者の創出	○		○	○
	③経営改善支援			○	○
	④法人化の支援				○
	（2）農業の充実				
	①野菜・果樹産地育成強化			○	○
	②施設園芸産地育成強化			○	○
	③鳥獣被害防止対策			○	○
都市農地の保全	（1）農地の利用促進				
	①農地の流動化、集積の促進			○	○
	②農地パトロール事業			○	○
	③農業関連法律及び税制等制度の情報提供			○	○
	（2）生産緑地制度の活用				
	①生産緑地地区の指定			○	○
	②特定生産緑地の指定			○	○
	③都市農地の貸借円滑化			○	○
	（3）環境にやさしい農業の推進				
	①総合防除の推進	○		○	○
	②土づくりの推進	○		○	○
	③農業生産環境整備の推進	○			○
都市農業としての販売力の強化	（1）地産地消の推進				
	①食育の推進	○	○	○	○
	②学校との連携	○		○	○
	③松戸産農産物のPR	○		○	○
	（2）農産物のブランド化				
	①安全・安心な農産物の生産	○		○	○
	②農業イベントの実施	○		○	○
	③販路の多角化	○		○	○
都市農業の多様な機能の推進	（1）都市住民の農業への理解の醸成				
	①近隣住民との交流	○	○	○	○
	②都市農業・農地の大切さの啓発			○	○
	③市民との連携	○	○	○	○
	（2）都市農地の多様な機能の発揮				
	①市民農園の利用	○	○	○	○
	②福祉事業との連携	○		○	○
	③災害時の防災機能	○			○

2．松戸市都市農業振興計画の検証

（1）検証体制

本計画の進捗状況を管理するために、農業振興分野のみならず、都市計画、環境、福祉、教育、防災など各分野の個別計画、実施事業と相互に連携することが必要であることから、庁内関係部署において、本計画の進捗状況を報告し、達成状況を検証します。

（2）検証項目

本計画を着実に推進していくために、数値目標を設定しました。これらの数値目標を達成しながら、計画全体を推進していきます。

【数値目標】

数値目標設定項目	現状	2023 年度 目標値
基本方針（1）農業者の確保と育成		
畑婚の参加者延べ数	144 人 （2017 年度）	700 人 （2019～2023 年度）
認定農業者の認定者数（経営体）	165 経営体 （2018 年度末時点）	170 経営体 （2023 年度末時点）
基本方針（2）都市農地の保全		
利用権設定面積	19.8ha （2017 年度末時点）	31.8ha （2023 年度末時点）
遊休農地面積の削減	4.8ha （2017 年度）	1.8ha （2023 年度末時点）
基本方針（3）都市農業としての販売力の強化		
松戸ブランド農産物取扱い店舗数	17 店舗 （2017 年度）	30 店舗 （2023 年度）
松戸ブランド農産物の市内学校での PR 実施数	0 校 （2017 年度）	15 校 （2023 年度）
基本方針（4）都市農業の多様な機能の推進		
オーナー農園・体験農園の実施区画数	864 区画 （2017 年度）	900 区画 （2023 年度）

参考資料

1．用語の説明

【あ行】

用語	意味	ページ
援農ボランティア	農業経営の規模拡大や担い手不足の解消などを考えている農家と農家の応援をしたいと考えている市民等の橋渡し（派遣及び受入れ）をするための取り組みのことです。	47 66
親元就農	親が農業者であり、子供が親のもとで仕事として農業を始めることです。	25

【か行】

用語	意味	ページ
家族間経営協定	家族で農業経営に携わっている場合において、各世帯員が、経営方針や役割分担、就業環境などについて、家族間で話し合い取り決めたものです。	51
環境にやさしい農業	農産物の害虫被害を防ぐため、防虫ネットや粘着シート、フェロモン剤、有機質堆肥を使用し農薬や化学肥料をできるだけ使わない農業に取り組むことです。	11・14 45・52 60・63
環太平洋パートナーシップ協定（TPP）	Trans-Pacific-Partnership の略。アジア太平洋地域において、広域的な自由貿易圏の構築を目指すための協定です。	9
基幹的農業従事者	農業を主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、1 年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことです。	23
経営耕地面積	農林業経営体が経営している耕地をいい、自作地と借入耕地の合計面積です。（経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地）他の市町村で耕作している耕地でも農林業経営耕地です。	19 20 21 26 43 51
耕作放棄地	農林業センサスにおいて、以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付けせず、数年の間に再び栽培する考えのない土地のことです。農家等の意思に基づき調査把握したものです。	43 51 58

雇用就農	農業者や農業法人等に雇用され農業を始めることです。	25
コンテンツ産業	映画、アニメ、ゲーム、書籍、音楽等の制作・流通を担う産業の総称です。	9

【さ行】

用語	意味	ページ
三大都市圏特定市	東京都の特別区、三大都市圏（首都圏、近畿圏、中部圏）にある政令指定都市及び既成市街地、近郊整備地帯などに所在する市です。東葛飾農業事務所の管轄市 9 市が該当します。	3
市街化区域内農地	都市計画法に規定された都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として区分された区域にある農地です。	2・3 14・20 39・43 51・59
市街化調整区域内農地	都市計画法に規定された都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として区分された区域にある農地です。	2・14 20・39 51・58
自給的農家	経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家です。	23
新規参入	土地や資金等を独自に調達し、新たに農業の経営を開始することです。	25
生産緑地（生産緑地地区）	市街化区域において、生産緑地法に基づき、良好な生活環境の確保等に効果があると認められる農地等を計画的に保全する地区です。	2・3 15・20 51・58 59
相続未登記農地	相続時に登記上の名義人を変更せず、故人のままである農地で、農地所有者が特定できない農地です。	3
蔬菜類	人が副食物とする草本作物の総称で、食用とする部分により、だいこん等の根菜類、アスパラガス等の茎菜類、ねぎ等の葉菜類、ブロッコリー等の花菜類、トマト等の果菜類に大別されます。	19

【た行】

用語	意味	ページ
地域団体商標	地域ブランドが長年培ってきた信用や品質の高さを守るために、ブランド名が「地域名＋商品名」から構成され、対象の地域ブランドとして広く知られていること等を条件に認められる商標です。	17
昼間人口	常住人口に他の地域から通勤してくる人口を足し、他の地域へ通勤する人口を引いた昼間に常住する人口のことです。	8
昼夜間人口比率	夜間人口を 100%とした場合の昼間人口の割合のことで、100%に満たない場合は、通勤通学のために出かけていく人が多いことを示します。	8
登録商標	商標登録されている商標のことで、商標権が与えられ、登録商標を登録した商品やサービスに独占的に使うことができます。	17
都市計画区域	自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要のある区域として指定された計画的な街づくりを進める区域です。	2 3 14

【な行】

用語	意味	ページ
認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が地域の実状に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画が市町村から認定された農業者のことです。	12 24 56
農家レストラン	農業者が自家生産したものや、近くの農家が生産したものを調理・提供し、その地域で運営されるレストランのことです。	3 37 47
農業委員	農業委員会を構成する委員で、農業者の公的代表として、公選等により選出された行政委員です。農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務等を行っています。	51 58
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業を推進することが必要と定められた地域です。同地域内で、農用地等として利用する土地を農用地区域に設定すると、建築物が建築できないなど、農地以外での土地利用が厳しく制限されます。	14
農地銀行	農地を「貸したい・売りたい」、「借りたい・買いたい」人の情報を登録し、農地の情報を公開することによって、農地の効率的な利用を進めることを目的として、農業委員会に設置されています。	51 58
農地中間管理機構	農地の集約化や有効利用を図るため、農地の所有者などから農地を借り受け、担い手に貸し出す組織です。	9
農地利用最適化推進委員	農業委員とは別に、担当区域で担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行っています。	51 58
農林業センサス	政府が農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成するために 5 年ごとに実施している調査です。	14・19 21・23 26・28 41・43 44

【は行】

用語	意味	ページ
バリューチェーン	ハーバード・ビジネススクールのマイケル・E・ポーター氏が提唱した言葉で、ひとつの製品が顧客に届くまでのモノの流れに注目し、個々の活動を「価値活動」とし、それぞれの価値活動を行う度に価値が付加され、価値が連鎖していくという考え方です。	9
販売農家	経営耕地面積が 30a 以上の農業を営む世帯または、農産物販売金額が年間 50 万円以上ある世帯です。	14 23 41
非線引き都市計画区域	都市計画区域は、必ず「市街化区域」と「市街化調整区域」に分けるわけではなく、「市街化区域」でも「市街化調整区域」でもない区域区分を定めない区域のことです。	3
フェロモン剤	害虫等が発する交尾のために自分の居場所を知らせる匂いを使用した、殺虫剤に代わる害虫防除剤です。フェロモンの対象の虫にのみ極微量で効果があり、毒性がほとんどありません。	11 60

【ま行】

用語	意味	ページ
松戸市都市農業振興協議会	松戸市、千葉県東葛飾農業事務所、とうかつ中央農業協同組合、北総農業共済組合の農業関係機関が、松戸市の農業の振興を図ることを目的に組織されています。	11 24 32 35

【や行】

用語	意味	ページ
夜間人口	松戸市に常住人口のことで、調査日の午前0時に松戸市内の住居に３か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている住人の人口です。	8
遊休農地	次のいずれかに該当する農地のことです。 ①過去１年以上にわたり農産物の作付けが行われておらず、かつ今後も農地の維持管理や農産物の栽培が行われる見込みのない農地。 ②農産物の栽培が行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地。	43 51 58

【ら行】

用語	意味	ページ
利用権設定	農地を借りて経営規模を拡大したい意欲ある農業者と、高齢や勤めなどの事情で耕作できない農地所有者との間で、農地貸借等の権利を設定し、農地の有効利用と農業振興を図る農業上の利用を目的とする、農地の賃貸借権・使用貸借権等のことです。	43
利用集積	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積制度において、農地の貸し借り等によりある特定の農業経営体に農地を集積させることです。	24 51 58
６次産業化	農林水産物の生産・漁獲（第一次産業）だけでなく、加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す手法です。	9 14

2．アンケート調査概要

調査目的	松戸市都市農業振興計画の策定にあたり、現状の把握や施策の立案等の参考とするため、農業者及び市民の意見を収集するアンケート調査を実施しました。
調査期間	2018 年６月８日～2018 年６月 22 日
対象者	（農業者） 農地台帳に掲載されている 1,000 ㎡以上の農地を持ち、 20 歳以上で農業従事日数 60 日/年以上の農家 970 世帯 （市　民） 18 歳～80 歳未満の市民を対象として、 年齢の人口比率に応じて無作為抽出した 1,000 人
回収率	（農業者）有効回答数 444 通 ／ 回収率 45.7% （市　民）有効回答数 352 通 ／ 回収率 35.2%

3．ヒアリング調査概要

調査目的	松戸市都市農業振興計画の策定にあたり、現状の把握や施策の立案等の参考とするため、農業者、農業関係団体、市場関係者、消費者、学生、飲食店にヒアリング調査を実施しました。
調査期間	2018 年８月～11 月
対象者	（農業者） 小金地区（３人）、五香・六実地区（４人）、 明・六和地区（６人）、矢切・東部地区（４人） （農業関係団体） とうかつ中央農業協同組合 営農経済部（４人） （市場関係者） 東京千住青果株式会社 東葛支社 野菜部（１人） （消費者） 松戸市消費者の会の方で、東部地区、常盤平地区、 明地区に在住の方（４人） （学生） 千葉大学 園芸学部 食料資源経済学科の学生（４人） （飲食店） 松戸産農産物の取り扱い実績のある松戸市内の飲食店（２店）

４．委員会設置条例

松戸市都市農業振興計画推進委員会条例

（設置）
第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、松戸市都市農業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）
第２条　委員会は、本市における都市農業振興基本法（平成２７年法律第１４号）第１０条に規定する地方計画（以下「本市地方計画」という。）に関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。
⑴　本市地方計画の策定に関する事項
⑵　本市地方計画の効果的な推進に関する事項
⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）
第３条　委員会は、委員１４人以内をもって組織する。

（委員）
第４条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
⑴　学識経験を有する者
⑵　生産者を代表する者
⑶　市場関係者
⑷　流通関係者
⑸　消費者
⑹　農業協同組合を代表する者
⑺　商工団体を代表する者
⑻　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
２　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（任期）
第５条　委員の任期は、委嘱の日から平成３１年３月３１日までとする。

（委員長及び副委員長）
第６条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第７条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）
第８条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

５．委員会名簿

松戸市都市農業振興計画推進委員会委員名簿

委嘱期間　（2018.5.22～2019.3.31）

区　　分	役　　職	氏　　名
1.学識経験者	武蔵大学　名誉教授	後 藤　光 蔵
2.生産者の代表	松戸市農業委員会　会長	椿　　唯 司
	松戸市園芸品出荷組合連合会　監事	湯 浅　健 一
	小金園芸品出荷協会　会長	月見里　泰之
	松戸市農事研究会　会長	川 村　博 文
	松戸市梨研究会　会長	石 井　進 一
	松戸市農業青少年クラブ　会長	米 元　慶 太
3.市場関係者	東京千住青果株式会社　東葛支社　支社長	伊 藤　友 一
4.流通関係者	株式会社イトーヨーカ堂　八柱店　店長	福 田　博 之
5.消費者	松戸市消費者の会　会長	後 藤　淳 子
	元松戸市消費生活モニター	原　　里　佳
6.農業協同組合の代表	とうかつ中央農業協同組合　常務理事	根 本　　正
7.商工団体の代表	松戸商工会議所　理事	冨 永　尚 次
8.市長が必要と認める者	千葉県東葛飾農業事務所　所長	篠 原　賢 治

松戸市都市農業振興計画

発行　2019 年（平成 31 年）３月
編集・発行　松戸市
松戸市経済振興部農政課
〒271-8588　千葉県松戸市根本 387 番地の５
ＴＥＬ　047-366-7328
ＦＡＸ　047-366-1165
メール　mcnousei@city.matsudo.chiba.jp
ホームページ　https://www.city.matsudo.chiba.jp/